

PCRP22-19

ASNITE製品認証機関認定公表用文書

# ASNITE製品認証機関認定の 取得と維持のための手引き

(第19版)

2023年2月3日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター

## 目次

はじめに .....	3
第1章 製品評価技術基盤機構認定制度(製品認証機関)認定プログラム .....	4
1-1 プログラムの概要 .....	4
1-2 認定制度の運営 .....	4
第2章 認定申請手続き .....	6
2-1 概要 .....	6
2-2 申請に必要な書類 .....	6
2-3 認定申請書の記入要領 .....	9
2-4 認定申請書以外の書類の記入・作成要領 .....	11
2-5 申請手数料等について .....	23
第3章 認定プロセス .....	24
3-1 認定申請に対する審査の概要 .....	24
3-2 認定申請中の変更届 .....	24
第4章 ASNITE 製品認証機関の権利と義務 .....	25
第5章 認定の維持のための手続き .....	26
5-1 認定要求事項への継続的な適合 .....	26
5-2 認定変更の手続き .....	28
5-3 認定を受けた製品認証事業の承継の手続き .....	30
5-4 認定を受けた製品認証事業の廃止の届出の手続き .....	32
5-5 認定の一時停止及び取消し .....	33
5-6 製品認証事業報告 .....	33
様式集 .....	35

## はじめに

この文書は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の規定に基づき、認定国際基準に対応する製品認証機関が製品評価技術基盤機構認定制度（製品認証機関）の認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書です。また、認定を受けた後に、認定を維持するために必要な手続きや権利と義務も併せて解説しています。

なお、試験事業者、校正事業者、標準物質生産者、IT セキュリティ評価事業者及び暗号モジュール試験事業者が当該プログラムの認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすくとりまとめた一般手引書は、別に作成しています。

この文書及び ASNITE 認定プログラムの製品認証機関認定についての問い合わせ先は、次のとおりです。なお、認定に係る申請手続きは、認定センター試験認証認定課製品認証認定室においてのみ受け付けております。申請手続きについては、以下にお問い合わせください。

なお、同手続きの詳細については、ホームページから閲覧できるようにしています。

〒151-0066 東京都渋谷区西原2丁目49番10号

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター 試験認証認定課 製品認証認定室

電話： 03-3481-1938

FAX： 03-3481-1937

e-mail： asnite-p@nite.go.jp

ホームページ： <http://www.nite.go.jp/iajapan/>

## 第1章 製品評価技術基盤機構認定制度（製品認証機関）認定プログラム

### 1-1 プログラムの概要

製品評価技術基盤機構認定制度（製品認証機関）認定プログラム（以下「ASNITE 認定プログラム」という。）は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下「IAJapan」という。）が開発し、運営する任意の認定プログラムです。国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化等に関する政策的・社会的ニーズを踏まえた、JCSS、JNLA 及び MLAP の法律に基づく認定プログラムでは対応できない分野が認定対象です。

認定を付与された製品認証機関は「製品評価技術基盤機構認定制度製品認証機関」（以下「ASNITE 製品認証機関」という。）と呼ばれ、認定が与えられた範囲内の製品認証を行ったときは、ASNITE 認定プログラムの認定シンボルを付した認証書の発行や認定シンボルを宣伝等で使用することができます。

ASNITE 認定プログラムの認定機関である IAJapan は、製品認証機関の認定のための要求事項として ISO/IEC 17065 等の関係条項を採用し、ISO/IEC17011 に適合した制度運営を行っています。

さらに、IAJapan は、その制度運営の適切性を IAF MLA/APAC MRA に認められ、これらに参加しています。

IAF: International Accreditation Forum (国際認定フォーラム)

APAC: Asia Pacific Accreditation Cooperation (アジア太平洋認定協力機構)

MLA: Multilateral Recognition Arrangement (国際相互承認取決)

MRA: Mutual Recognition Agreement (国際相互承認取決)

### 1-2 認定制度の運営

#### (1) 認定機関

ASNITE 認定プログラムは、IAJapan により運営されています。一般に、このような認定制度を管理・運営する機関は「認定機関」と呼ばれています。

#### (2) 運営規格等

ASNITE 認定プログラムの運営は IAJapan の規定に基づき実施されますが、認定制度の国際的重要性にかんがみ、その運営方針は ISO/IEC 規格の考え方が全面的に取り入れられ、国際的な整合性が図られています。

具体的には、IAJapan は ISO/IEC 17011 の関係する条項に完全に適合したマネジメントシステムを構築しており、ASNITE プログラムはこのマネジメントシステムに基づき運営されています。これによって、ASNITE 認定プログラムは諸外国の認定機関と同等のルールで管理・運営されることが確保されています。

以下に当該制度に適用される国際規格等を示します。

国際規格等

- ① ISO/IEC 17011 (2017) (JIS Q 17011:2018)- Conformity assessment - Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies （適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項）
- ② ISO/IEC 17065 (2012) (JIS Q 17065:2012)- Conformity assessment -- Requirements for bodies certifying products, processes and services （適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項）

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

**(3) 認定要求事項**

申請機関は、認定スキーム文書に定める各スキームの全ての認定要求事項に対して審査されます。また、認定を受けた申請機関(以下「ASNITE 製品認証機関」という。)も継続してそれらの規程の要求事項を満足しなければなりません。(以下、申請機関と ASNITE 製品認証機関をまとめて記述する場合は「申請機関等」という。)

**(4) IAJapan の機構**

IAJapan の運営に関する責任者は、認定センター所長(トップマネジメント)です。また、計量認定課、試験認証認定課、環境認定室及び製品認証認定室に各認定プログラムに責任を持つ管理者を置いています。

制度運営の公平性・中立性を確保するため、また、専門的見地から助言を得るために必要な委員会が IAJapan に設置されています。

認定の公平性に関する評価委員会及び技術委員会は特定の利益代表の優先を避け、利害のバランスを考慮し、公平・中立、かつ、機密が保持される委員構成となっています。評定委員会・IAJapan ボードは公正さを維持するため原則として中立的な委員による構成となっています。また、各委員は認定制度や製品認証分野における十分な知識と経験を有しています。

それぞれの諮問委員会の機能は次のとおりです。

○認定の公平性に関する評価委員会

認定機関の運営の公平性に関する事項について審議します。

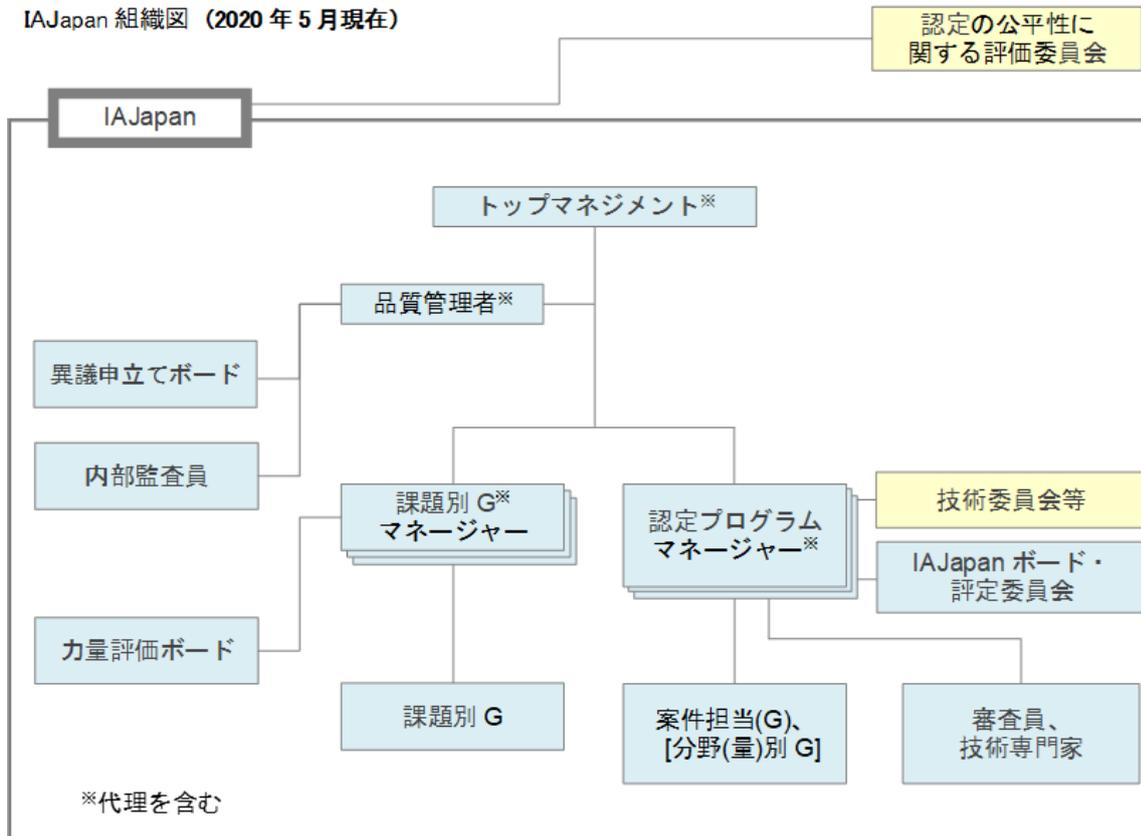
○技術委員会

認定要求事項の制定や技術的事項及びプログラムごとの技術的な運営方針等について審議します。

○評定委員会又は IAJapan ボード

認定の付与、拒否、継続、一時停止、取消し等の申請機関等の評定を行います。

IAJapan 組織図 (2020 年 5 月現在)



## 図 IAJapan の組織

## 第2章 認定申請手続き

### 2-1 概要

申請時に実際に製品認証事業(類似のものを含む。)を実施している者であって、かつ、法律上存在が確認できる者であれば、身分に関する制限はなく民間企業、公益法人等が認定を申請することができます。また、認定される製品認証機関の数の制限や申請時期の制限はありません。

ASNITE 製品認証機関になるためには、必要な申請書類を作成し、IAJapan に申請しなければなりません。IAJapan は、この申請に基づき、書類審査及び現地審査を実施し(書類審査及び現地審査には Web 会議ツールを用いた遠隔審査を含むことができる)、評定委員会又は IAJapan ボードによる評定を経て、トップマネジメントが認定の授与を承認するとともに、認定情報が IAJapan のホームページに掲載されます。

IAJapan では、紙による認定の申請等の受付に加え、認定申請審査業務システム(以下「電子システム」という。)による認定の申請等の受付を行っています。手続きの詳細については、IAJapan のホームページに閲覧できるようにしてある認定申請審査業務システム使用マニュアル (ASNITE) (ASRP22S01)を参考にしてください。

#### 審査及び認定の基準

製品認証機関の認定申請に対して、ISO/IEC 17065(適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)の全ての項目、認証スキーム要求事項、ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCR21)及び IAF の要求事項への適合状況について審査が行われます。

これらの結果を基に、すべての認定要求事項に適合していることを通じて、必要な能力を有していると判断された製品認証機関に対して認定が授与されます。

なお、この製品認証機関の認定は、任意の申請を受けて行われるものであり、強制法規等に直接関係するものではありません。

### 2-2 申請に必要な書類

申請に当たっては、次の申請関連資料一覧に示す書類を正本 1 通ご提出いただき、規定の申請手数料(2-5を参照)を銀行振込していただくこととなります。

書類が不足している場合や申請の形式上の要件を満足しない申請については、必要な修正等を行っていただきますが、要件が満たない場合は申請を受理しない場合もあることを予め御了承願います。

また、認定申請時に申請書類とともに「誓約書」(様式 2A)及び「機密保持に関する合意書」(様式 2B)を提出していただき、遵守事項に適合すること及び機密の保持の誓約をお願いいたします。

さらに、ASNITE 製品認証機関となる者は、認定情報の IAJapan ホームページへの掲載にあたり、「認定契約書」(様式 13)を IAJapan との間で締結し、認定契約書で定める事項への継続的な適合について合意が必要となります。

## 申請関連資料一覧

規定項目	参照頁	申請時事前チェック欄
認定申請書	8	<input type="checkbox"/> ASNITE製品認証機関認定申請書(様式1、3)
定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの 役員リスト(氏名及び略歴並びに責務、責任及び権限)	10	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書又はこれに準ずるもの <sup>注)</sup> <input type="checkbox"/> 役員リスト
事業計画書 収支見積書、財務諸表等	10	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支見積書及び財務諸表等(5カ年分が望ましい)
製品認証又はそれに類似する業務の実績	10	<input type="checkbox"/> 製品認証又はそれに類似する業務の実績(様式4-1) <input type="checkbox"/> 運営している認証スキームの概要(様式4-2) <input type="checkbox"/> (認証実績がある場合)認証された製品の登録簿(ASNITE-Product(Textile Exchange)に限る)
製品認証活動を行う組織に関する事項	13	<input type="checkbox"/> 事務所の組織図(様式5) <input type="checkbox"/> 主要職員名簿(様式6) <input type="checkbox"/> 職務分掌 <input type="checkbox"/> 組織統制下にある他の組織に関する情報
公平性に関する情報	16	<input type="checkbox"/> 公平性のマネジメントに関する規定 <input type="checkbox"/> 利害関係者を特定した文書 <input type="checkbox"/> 関連する組織に関する情報 <input type="checkbox"/> 公平性確保のメカニズムに関する情報
製品認証活動及び試験業務の実施の方法に関する事項	16	<input type="checkbox"/> 品質文書一覧(すべてのマネジメントシステム文書を登録した文書リスト)(様式7) <input type="checkbox"/> 品質マニュアル、その他認証手順書及び試験手順書(該当する場合不確かさの見積手順書を含む) <input type="checkbox"/> 認証スキームを構成する文書等一覧 <input type="checkbox"/> 認証スキームを構成する文書等一式 <input type="checkbox"/> 認定後に発行する認定シンボルと事業者マークを付した認証書様式の案 <input type="checkbox"/> 認定シンボル及び認証マーク等の使用規則 <input type="checkbox"/> 依頼者との契約に関する規程・契約書様式 <input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書に引用又は関連付けられるすべての文書、記録等のリスト
製品認証従事者(申請から認証決定までの一連のプロセスに従事する者)の氏名、教育記録及び略歴	18	<input type="checkbox"/> 認証従事者の氏名及び経験(様式8)
製品認証の試験所の該当試験業務又はそれに類似する業務の実績(該当する場合)	19	<input type="checkbox"/> 製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務の実績(様式9) <input type="checkbox"/> 製品認証、試験に関して登録又は認定を受けている場合、それを証明するもの
試験に用いる装置類の一覧	20	<input type="checkbox"/> 製品認証に必要な試験に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別(様式10)
製品認証活動に必要な試験を行う施設の概要	21	<input type="checkbox"/> 認証業務に必要な試験を行う施設の概要(試験所の配置図)(様式11)
試験従事者の氏名及び経験	23	<input type="checkbox"/> 試験従事者の氏名及び経験(様式12)
認定審査を受けるにあたっての合意事項	6	<input type="checkbox"/> 誓約書(様式2A) <input type="checkbox"/> 機密保持に関する合意書(様式2B)

注) 法人情報等を提供している政府公式ウェブサイト(※)において法人番号、法人名、本社所在地等を確認できる場合には登記事項証明書の提出を省略することができる。

(※) gBizINFO(ジービズインフォ) <https://info.gbiz.go.jp/about/index.html>

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

### 2-3 認定申請書の記入要領

認定申請書は、ASNITE 製品認証機関認定申請書(様式 1、3)により作成します。認定申請書は、製品認証活動に関係するすべての事業所及び別途定める認定分野を申請の単位として考えます。

既に同分野において認定を取得している事業所において認定区分や評価に使用する規格を追加申請する場合(例えば、認定区分を 2 区分から 3 区分に増やす場合や評価(試験等)に使用する規格を追加する場合)も、新規申請と同様の申請手続きが必要となります。

#### (1) 「申請機関の名称」

申請する製品認証機関の名称及び代表権のある方又は代表権のある方から委任状で権限の委任を受けた方の氏名を記載してください。

#### (2) 「認定に当たり必要な便宜と協力」

「認定に当たり必要な便宜と協力を提供すること」とは、誓約書(認定後は認定契約書)の記載内容に基づき、IAJapan が運営する認定スキーム及び関連する認定要求事項を遵守し、ASNITE の認定の順に従っていただくこと及び貴機関の製品認証事業者としての評価に必要なすべての情報を提供していただくことを意味します。

#### (3) 「認定を受けようとする区分」

公表されている認定区分の一覧から、認定を受けようとする分野、区分の名称、製品分類及び規格を転載してください。また、運用する製品認証スキームが ISO/IEC 17067 の表1のどのタイプ(1a,1b … 6)に該当するかを記入してください。該当するタイプがない場合は、この文書の 2.4(4)に基づいて作成する認証スキームの概要図を参照する旨を記載してください。(記載例:別添のスキーム図参照)

認定区分の記入欄が 1 枚の申請用紙に収まりきらない場合は、別紙(様式 3)とし、申請書の記入欄には、「区分の別記による」と明記してください。

申請機関は申請範囲内のすべての製品の認証を行うこと及び認証に必要なすべての試験等の評価の実施(外部資源による実施でもよい)が要求されます。したがって、審査の過程で、申請のあった認証及び関連する試験の一部分について、認証実績がない、内部資源により試験を実施する場合において試験装置を所有(又は確保)していない、試験の実績がない、といった事実が確認された場合は、不適合となります。このため、この欄に記載する区分のうち、一部の製品に限定して認証するものがある場合は、予めその旨をこの欄で、明記してください。

#### (4) 「認定を受けようとする製品認証機関の事業所の情報」

製品認証活動を実施している事業所の名称等をすべて記入してください(部分的に製品認証活動に関与している場合であっても、その事業所の名称を記入してください。)

また、各事業所の業務実施内容のうち、要員管理(ISO/IEC 17065 6.1 項)、評価のための資源の管理(ISO/IEC 17065 6.2 項)、認証プロセス(ISO/IEC 17065 7 項)を実施している事業所を記載例のように識別してください。

#### (5) 「認証活動の一部を外部委託している機関の情報」

この欄に記入が必要となるのは、上記(4)の欄に記入した製品認証機関の事業所以外で、試験等を実施する場合です。例えば、評価のための製品試験を外部の試験所に委託しているようなケースでは、名称、所在地、認定取得状況について記入してください。

記入された事業所は、審査の対象となります。審査の実施方法は「ASNITE 製品認証機関

認定の一般要求事項(PCRP21)」に従います。

(様式1)の記入例

(様式1)

ASNITE製品認証機関認定申請書

2019年 4月 1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所 東京都渋谷区東原1-3-1  
名称及び代表者 株式会社 ナイト  
代表取締役社長 独法 太郎

下記のとおりASNITE認定を受けたいので、認定に当たり必要な便宜と協力を提供することを確認の上、別紙書類を添えて申請します。

記

認定を受けようとする区分	分野の名称	区分の別記による		
	認定区分の名称	区分の別記による	認証スキーム名称	○△□認証制度
			製品分類(製品名)	□□□□
			スキームのタイプ	スキームタイプ3
認定を受けようとする製品認証機関の事業所の情報	事業所①の名称及び所在地			
	ふりがな	つくばせいひんにんしょうせんたー		
	名称	つくば製品認証センター		
	ふりがな	いばらきけん つくばし まつその		
	所在地(郵便番号)	茨城県つくば市松園1-3-1 〒305-0999		
	電話番号	029-861-1111		
	実施する業務	ISO/IEC 17065 6.1 / 6.2 / 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.4 / 7.5 / 7.6 / 7.7 / 7.8 / 7.9 / 7.10 / 7.11 / 7.12 / 7.13 (※該当する項目のみ残してください。)		
	事業所②の名称及び所在地			
	ふりがな	つくばせいひんにんしょうせんたー○○○事業所		
	名称	つくば製品認証センター ○○○事業所		
	ふりがな	いばらきけん つくばし △△		
	所在地(郵便番号)	茨城県つくば市△△ ×××-× 〒305-◆◆◆◆		
	電話番号	029-861-○○○○		
	実施する業務	ISO/IEC 17065 6.1 / 6.2 / 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.4 / 7.5 / 7.6 / 7.7 / 7.8 / 7.9 / 7.10 / 7.11 / 7.12 / 7.13 (※該当する項目のみ残してください。)		
認証活動の一部を外部委託している事業所の情報	名称	◇◇◇◇◇試験センター		
	所在地	茨城県つくば市△△ ×××-×		
	認定取得状況	ISO/IEC 17025に基づく認定を取得 認定識別:Z70000 (IAJapan) 認定範囲:JIS L XXXXIに基づく○○試験		

※必要に応じて記載枠を追加してください。

## (様式3)の記入例

(様式3)		
認定を受けようとする区分の別記		
認定を受けようとする区分	分野の名称	××分野
	認定区分の名称	○○○○(区分の名称)

**2-4 認定申請書以外の書類の記入・作成要領**

認定申請書以外の2-2で申請関連資料一覧にリストしている書類の記入・作成要領を以下に示します。

なお、様式指定がない書類については、申請機関で適宜用意してください。

**(1) 定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの**

定款及び、登記事項証明書又はこれに準ずるものを提出してください。法人情報等を提供している政府公式ウェブサイトにおいて法人番号、法人名、本社所在地等を確認できる場合には登記事項証明書の提出を省略することができます。

申請機関が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これに準ずるものを提出してください。

**(2) 役員リスト**

製品認証機関の役員の一覧表及び各々の略歴(最近2年以内に潜在的被認証者ではなかったことの判る程度のもの)並びに各々の役員の責務、責任及び権限(ISO/IEC 17065 5.1.2 参照)

**(3) 事業計画書、収支見積書及び財務諸表等(5カ年分)**

申請日付を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書、収支見積書及び財務諸表等を提出してください。翌事業年度分のものについては、やむを得ない場合省略していただいても結構です。

**(4) 製品認証又はそれに類似する業務の実績(様式4-1)及び運営している認証スキームの概要図(様式4-2)**

認定を申請する製品認証又はそれに類似する業務に対する実績件数を、申請日の直近1年間(前年度でも可)の実績について記入してください。(認定授与後は認定された範囲内の製品認証実施件数について記入して下さい。)

注)技術的能力及び運営能力を客観的に確認するために、少なくとも1件の実績が必要となります。この実績については、内部からの発注でも結構ですが、受注から認証書発行までの一

連の手続きを含んで認証を実施することが必要です。

「認証対象製品・特性」欄には、認定を申請する製品認証又はそれに類似する業務の認証対象製品名及び認証対象特性を記入してください。

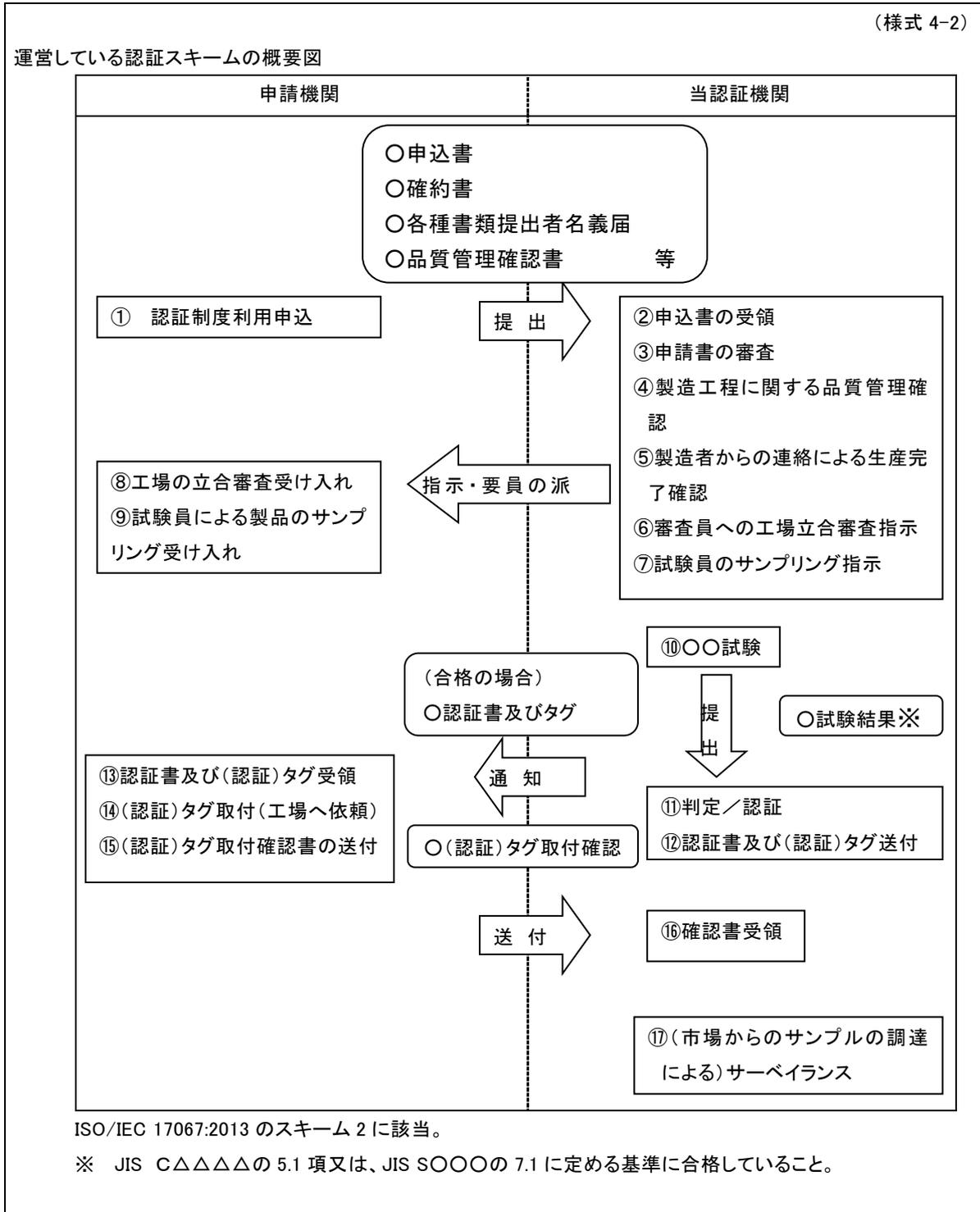
「関連する規格」の欄には、該当する場合に、製品の国際規格、国家規格又はこれらに類する規格の番号と特定できる場合は、その規格の項目番号及び名前を)を記入してください。

(様式4-1)の記入例

(様式4-1)		
製品認証又はそれに類似する業務の実績 (2017年9月9日～2018年9月8日)		
認証対象製品・特性	関連する製品規格	件数
[認定区分:☆☆☆分野*****製品] ○○○○○○製品	JIS C△△△△ ○○○○○○製品	123
*****製品(安全性)	JIS S ○○○○の△. △ ××××××試験	56
//////////		
//////////		

実績に記載した製品認証スキームの概要について、記入してください(認証スキームの形態については ISO/IEC 17067:2013「Conformity assessment – Fundamentals of product certification and guidelines for product certification schemes」を参照してください)。

(様式4-2)の記入例



## (5) 認証業務及び試験を行う組織に関する事項

### (a) 認証業務及び試験を行う組織に関する事項(事業所の組織図)(様式5)

申請機関の製品認証事業及び試験を行う実施責任体制を明確にするために組織体系を図示してください。

少なくとも以下の活動を品質システムに含むような組織体制を整えて、申請してください。

- ① 方針の作成と承認、
- ② プロセス及び／又は手順の開発と承認
- ③ 技術要員及び外部委託契約者の力量の初期評価及び承認
- ④ 要員及び外部委託契約者の能力の監視プロセス及び彼らの業務実績の管理
- ⑤ 申請内容の技術的確認、及び新しい技術領域又は限定された散発的領域における認証活動のための技術的要求事項の決定を含めた、契約内容の確認
- ⑥ 適合性評価業務の技術的確認を含む、認証の決定

この際、次の(b)主要職員名簿の項(様式 6)で記入する、トップマネジメント、品質管理者、製品認証機関の責任者(認証文書の署名者)、認証のレビューを行う者、認証の決定者の組織における位置づけを明確にしてください。

また、認定申請の対象範囲を明確にするために、該当する範囲を点線で囲んで明確にしてください。

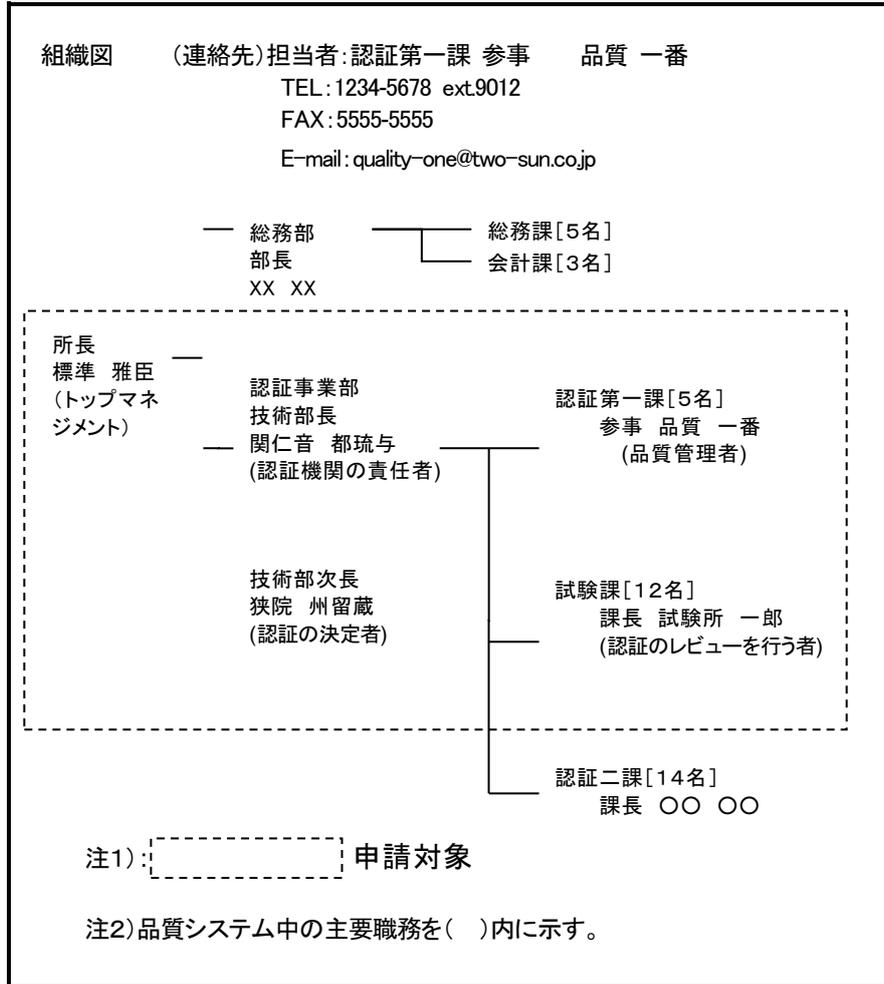
更に、各部署の人員を記入するとともに、本申請に関する連絡先(担当者、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス)及びホームページに掲載する情報(英文を含む。)を明記してください。

(様式5)の記入例

(様式5)

認証業務及び試験を行う組織に関する事項(事業所の組織図)

(1) 製品認証活動を実施する事業所(本部を含む)、それ以外の活動を実施する事業所を含む組織図



niteホームページ掲載用の情報

名称 : 株式会社 ナイト つくば製品認証センター

(Tsukuba product certification center, Knight Co.,LTD. )

郵便番号: 305-0999

所在地 : 茨城県つくば市松園一丁目3番1号

(1-3-1, Matsuzono, Tsukuba-shi, Ibaraki, 305-0999 Japan)

お問い合わせ先: 認証第一課 (Certification Section I)

TEL 029-1234-5678 FAX: 029-5555-5555

※ 英文ホームページ掲載の必要から英文は必須です。

## (b) 主要職員名簿(様式6)

被選任者が複数の場合は、欄を追加し記入してください。

「職名」欄には、認定を受けようとする申請機関の事業所における職名を記入してください。

「関連する経験」欄には、関連する業務に従事した経験について従事した期間も含めて記入してください。

## (様式6)の記入例

認証業務及び試験を行う組織に関する事項(主要職員名簿)		(様式6)
(2)主要職員名簿		
トップマネジメント		
氏名	試験所 一郎	
職名	認証事業部 試験課課長	
関連する経験	昭和56年～昭和59年 関西本部 試験業務第1課 昭和60年～昭和61年 大阪大学工学部へ出向 昭和62年～平成5年 名古屋研究所 開発課 平成6年～平成7年 米国(UCLA)留学 平成8年～平成14年 関東本部 震ヶ関認証統括課 平成15年～ 現在に至る。	
品質管理者		
氏名	認定 誠二	
職名	認証事業部 試験課次長	
関連する経験	昭和62年～平成4年 関東本部 西原試験所試験第1課 平成5年～平成7年 東京工業大学へ出向 平成8年～平成15年 関東本部 西原認証統括課 平成16年～ 現在に至る。	
製品認証機関の責任者(認証文書の署名者)		
氏名	品質 一番	
職名	認証事業部長	
関連する経験	昭和54年～昭和57年 中部支所 試験業務課 昭和58年～平成元年 関西本部 試験業務第1課 平成2年～平成12年 関東本部震ヶ関試験所試験業務第1課 平成13年 豪州(NATA)出向 平成14年～ 現在に至る。	
認証のレビューを行う者(委員会等のグループの場合はその名簿を添付)		
氏名	代理 次郎	
職名	認証事業部 認証第一課副長	
関連する経験	昭和62年～平成3年 関西本部 試験業務第1課 平成4年～平成10年 関東本部 西原試験所試験第1課 平成11年～平成16年 中部支所 試験業務課 平成17年～ 現在に至る。	
認証の決定者(委員会等のグループの場合はその名簿を添付)		
氏名	関仁音 都琉与	
職名	認証事業部技術部長	
関連する経験	昭和52年～昭和57年 関東本部震ヶ関試験所試験統括課 昭和58年～昭和59年 東京大学工学部へ出向 昭和60年～平成5年 関西本部 試験業務第1課 平成6年～平成10年 中部支所 試験業務課長 平成11年～平成14年 関東本部震ヶ関試験所試験統括課長 平成15年～平成17年 関西本部 認証業務部副部長 平成18年～ 現在に至る。	
※年は和暦、西暦のいずれも可		

**(c) 職務分掌**

製品認証活動に従事するすべての要員の職務分掌を示した文書又は図表を提示してください。

**(d) 組織統制下にある他の組織に関する情報**

他の組織が組織統制下にあり、認証業務の一部を担当する場合は、その組織に関する情報(事業所との関係がわかる組織図、業務内容等)を提示してください。

**(6) 公平性に関する情報****(a) 公平性のマネジメントに関する規定**

製品認証活動の公平性を規定する文書、手順(「公平性に対するリスクの特定の手順」を含む)等を提示してください。

**(b) 利害関係者を特定した文書**

製品認証活動を実施するにあたり、公平性の確保のため、主要な利害関係者を特定した文書を提示してください。

**(c) 関連する組織に関する情報**

製品認証機関に関連する組織、及び製品認証機関にリンクされた組織に関する情報を提示してください。

**(d) 公平性確保のメカニズムに関する情報(規定、関係者の情報等)**

公平性確保のメカニズムに関する情報(規定、公平性のメカニズムを構成する者の情報(氏名、経歴、どの利害関係者を代表しているか等))を提示してください。

**(7) 製品認証の実施の方法に関する事項****(a) 品質文書一覧表(様式7)**

申請する製品認証事業の実施のために必要な品質マニュアル、認証手順書、試験手順書等の品質文書の一覧表を作成してください。

(※注)ISO/IEC 17065 の 8.1「マネジメントシステムに関する選択肢」に対応し、欄外に選択肢 A 又は選択肢 B のいずれに該当するのかをチェックを入れてください。

**(b) 品質マニュアル 及び認証手順書、認証スキームを構成する文書等**

品質文書の一覧、品質マニュアル、認定を受けようとする区分に係る認証及び試験を実施するための手順書、認証スキームを構成する文書等の一覧、認証スキームを構成する文書等一式、要請があった場合に公開する認証スキームを説明した文書等一式のコピーを提出してください。また、該当する試験に係る不確かさの見積もり手順書がある場合は、それらを提出してください。

**(c) 認定後に発行する認定シンボルを付した認証書の様式の案**

認定後に発行する認定シンボルを付した認証書の様式の案を提出してください。

**(d) 認定シンボル及び認証マーク、タグ等の使用規則、供給者との契約に関する規程・契約書様式**

認定後に使用する認定シンボル及び製品に貼付する認証マーク、タグ等の使用規則、供給



**(8) 認証従事者の氏名及び経験(様式8)**

製品認証に従事する方(申請から認証決定に至る従事者すべて。申請受付のレビューを行う者、評価計画等を策定する者、審査員、認証のレビューを行う者、認証の事務手続きを行う者を含む)の、製品認証に従事した経験について記入してください。

(様式8)の記入例

(様式8)				
認証従事者の氏名及び経験				
雇用形態(及び主要な活動場所)	氏名	認証業務着任年月日	担当認証業務	申請に係る製品認証の従事の実績
常勤職員	佐藤 鉄子	H1.4.1	受付業務***** 認証事務 ◇◇◇◇◇◇◇◇認証	H1～H12 中部支所 認証業務課 H13～H17 関西本部認証業務第1課 H18～ 関東本部認証業務第1課
契約社員(〇〇派遣会社)	三浦 吾郎	H6.4.1	〇〇〇〇認証 ◇◇◇◇◇◇◇◇認証	H6～H12 関西本部認証業務第1課 H12～H16 中部支所 認証業務課 H17～ 関東本部認証業務第1課

※年は西暦、和暦のいずれも可

**(9) 製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務の実績(様式9)**

認定を申請する製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務に対する実績件数を、申請日の直近1年間(前年度でも可)の実績について記入してください。

注)類似実績については、技術的能力を客観的に確認するために、少なくとも1件の実績が必要となります。この実績については、内部からの発注でも結構ですが、受注から試験証明書発行までの一連の手続きを含んで試験を実施することが必要です。

「認証対象製品・特性」欄には、認定を申請する製品認証又はそれに類似する業務の認証対象製品名及び認証対象特性(該当する場合は、製品の国際規格、国家規格又はこれらに類する規格の番号と特定できる場合は、その規格の項目番号及び名前を)を記入してください。

「関連する試験方法」の欄には、その認証業務で必要となる試験方法について(該当する場合は、試験方法の国際規格、国家規格又はこれらに類する規格の番号と特定できる場合は、その規格の項目番号及びその試験方法名を)記入してください。JIS以外の規格について記入する場合は、該当する認定区分を明記してください。

製品認証、試験に関して登録又は認定を受けている場合には、それを証明するもの(登録証又は認定証)を提出してください。

(様式9)の記入例

(様式9)		
製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務の実績 (2018年4月1日～2019年3月31日)		
認証対象製品・特性	関連する試験方法	件数
[認定区分:☆☆☆分野*****製品] ○○○○○○製品	JIS C△△△△ ○○○○○○製品試験方法	123
*****製品(安全性)	JIS S○○○○の△.△ ×××××試験方法	56

**(10) 製品認証に必要な試験に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別(様式 10)**

認定を申請する認証業務に必要な試験を実施するために使用している試験・測定装置、器具等について一覧表を作成していただきます。

この場合、申請の対象となっている製品認証に用いない試験機器類については記入しないでください。また、消耗品、一般的な事務機器等についての記入は不要です。

「製造番号」欄には、装置等の製造番号(ロット番号)を記入してください。

装置等に製造番号がない場合は、当該機器等を特定することができる管理番号を記入してください。

「性能」欄には、当該機器等の測定範囲、精度等の特性を記入してください。

「所在の場所」欄には、当該機器等が設置されている試験所(様式 11 に記載)の名称及び試験室の名称を記入してください。

「所有」欄には、当該機器等を所有している場合は「所有」と、借り入れている場合は「借入」と記入してください。

※なお、申請機関が装置類について様式 10 で求めている情報を含む形で独自に整理されている場合は、様式 10 に代えて、その資料を提出していただくことができます。

(様式10)の記入例

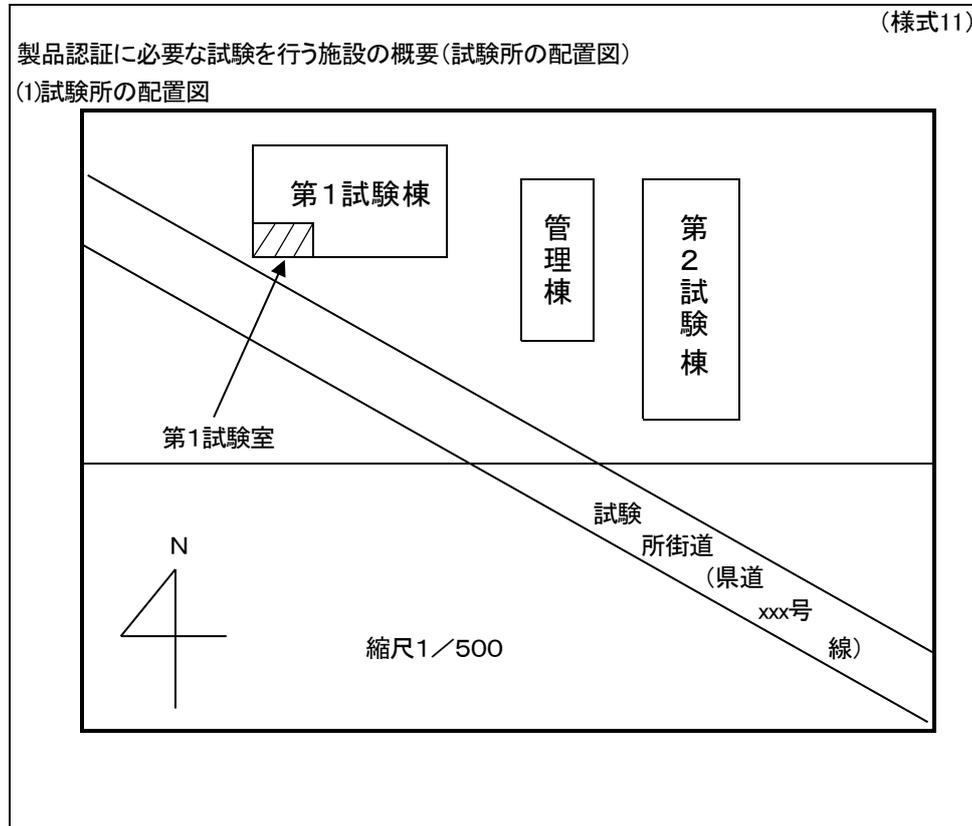
(様式10)							
製品認証に必要な試験に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別							
名称	製造者名	型式	製造番号	数量	性能	所在の場所	所有
〇〇試験機	(株)メグロ 製作所	GPZ- 900R	9612-A10	2	測定範囲:150mm 精度:0.02mm	第1試験等 第1試験室	所有
△△試験機	アサカ技 研(株)	CL72 -UBM AN92	R64B3602	1	試験荷重:1~50 kg	第1試験等 第1試験室	所有
◇◇テスト メータ	ハママツ テック(株)	YB-1	5760296B	1	C及びBスケール	第1試験等 第2試験室	所有
☆☆測定 装置	(株)コレダ	SLDP -39N	S-78009M	1	最大負荷:50t	第1試験等 第2試験室	借入

(11) 認証業務に必要な試験を行う施設の概要

(a) 試験所の配置図(様式 11)

試験を行う部屋を含む敷地内の建屋の配置状況を図示してください。この際、用紙の大きさに対応した縮尺で記入してください。

(様式11)の記入例



**(12) 試験従事者の氏名及び経験(様式12)**

製品認証に必要な試験に従事する方(補助者を除く)の、試験事業に従事した経験について記入してください。

「主任」欄には、申請に係る試験の実施について責任を有する者に○印を記入してください。

(様式12)の記入例

試験従事者の氏名及び経験				
主任	氏名	入社年月	担当試験業務	申請に係る試験事業の従事の実績
	鈴木 義男	H2.4.1	*****試験 ◇◇◇◇◇◇試験	H2～ 関東本部試験業務第1課
	朝日 忠平	H2.4.1	○○○○試験 *****試験	H2～H6 関西本部試験業務第1課 H7～ 関東本部試験業務第1課
	木田 徳一	H5.4.1	○○○○試験 ◇◇◇◇◇◇試験	H5～H7 中部支所 試験業務課 H8～ 関東本部試験業務第1課
	小林 晃	H7.4.1	*****試験 ◇◇◇◇◇◇試験	H7～ 関東本部試験業務第1課
	山田 誠治	H8.4.1	○○○○試験 ◇◇◇◇◇◇試験	H8～ 関東本部試験業務第1課
※期間は西暦、和暦のいずれも可				

**2-5 申請手数料等について**

申請手数料は、機構のホームページにて公表する手数料規程(<http://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/fee>)にある「手数料算定式(ASNITE製品を適用)」に基づき算出します。申請受理後、機構の財務・会計課から請求書が送付されますので、指定期日までに指定口座に振込みをお願いいたします(収入印紙、現金等での支払いはできません)。

なお、いったん受理した申請に係る手数料については、原則、返金できませんので、注意してください。

## 第3章 認定プロセス

### 3-1 認定申請に対する審査の概要

認定申請書が正式に受理された後の審査の概要は、「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21)」をご参照してください。

申請書が受理されてから、認定情報が IAJapan ホームページに掲載(又は認定拒否が通知)されるまでには、通常5ヶ月以内(受審側の回答書等の作成期間は除きます。)の処理期間が必要とされます。

なお、書類審査の過程で、認定基準に適合しない事項が多数発見され、指摘事項への対応に時間を要したり、適切に是正されず、製品認証機関の実施体制が機能していないと判断される場合は、IAJapan から審査の一時中断または打ち切りを通知することもあります。

また、審査プロセスにおいて、申請機関から ASNITE(認定/認定維持審査/再認定審査/追加審査)申請取下げ願(様式 18-1)又は ASNITE(認定/認定維持審査/再認定審査/追加審査)申請中断願(様式 18-2)により、その手続きを取下げ又は中断することができます。ただし、審査プロセス中の中断は1回限りとし、原則6か月間を上限とします。また、中断した状態から審査を再開する際には、ASNITE(認定/認定維持審査/再認定審査/追加審査)申請復活願(様式 18-3)を提出してください。

認定情報を IAJapan ホームページに掲載する条件として、IAJapan のホームページの公表情報のページに掲載している「認定契約書」を IAJapan との間で締結し、認定契約書で定める事項への継続的な適合について合意しなければなりません。契約締結の時期になりましたら IAJapan から認定契約書の締結について連絡をいたしますので、必要な事項を記入した認定契約書(様式 13)を IAJapan までご提出してください。

なお、この認定契約書については、内容に変更がない生じない限り、従前の契約を有効としております。そのため、再認定時において、IAJapan は再度申請機関との間に認定契約書の締結は行いません。

### 3-2 認定申請中の変更届

認定申請中に認定申請書(様式 1)の記載内容及びそれ以外の書類(2-2 参照)に変更が生じた場合は、ASNITE 製品認証機関認定内容等変更届出書(様式 14)を提出してください。

なお、認定申請中の変更届についても電子システムによる提出が可能です。

## 第4章 ASNITE 製品認証機関の権利と義務

申請機関等は、認定プロセスに関する必要な情報の入手、認定シンボル等の利用、苦情、異議申立てをする等のいくつかの権利を有します。その一方で、認定要求事項への適合、機密保持、必要な便宜協力等の義務が課せられます。申請機関等は、継続的な認定の維持のために、「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21)」及び「適合性評価機関の権利及び義務(UIF02)」の記述に従って、認定を受ける上での遵守事項を守らなければなりません。本文書で規定する手続きに関連する事項について、以下に説明を補足します。

### (1) 認定シンボルを付した認証書の発行、宣伝等での使用

認定取得後、認定されている範囲において、「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21)」で定める条件の下で、その使用を許諾された認定シンボルを付した認証書を発行することや認定シンボルを宣伝等で使用することができます。また、希望する場合は、様式 19 で定める IAF MLA マーク使用契約を IAJapan と取り交わすことで、ASNITE/IAF MLA 組み合わせ認定シンボルを宣伝等で使用することができます。ただし、ASNITE/IAF MLA 組み合わせ認定シンボルを認証書に使用することはできません。

※「IAF MLA マーク使用契約」は、製本様式のもの IAJapan で用意いたしますので、様式 19 を印刷する必要はありません。なお様式 19「IAF MLA マーク使用契約」は IAF MLA Document General Principles on the Use of the IAF MLA Mark Issue3 の Annex 2 で示された様式に基づくもので、英日併記しておりますが、英文が原本となります。

### (2) 認定要求事項の変更

IAJapan は、認定要求事項を変更する時は、新要求事項に適合するために必要となる合理的な猶予期間をもって、申請機関等にお知らせします。認定要求事項の変更に伴い、申請機関等の手順等を変更する必要がある場合には、ASNITE 製品認証機関認定内容等変更届出書(様式 14)のご提出をお願いする場合があります。また、変更内容によっては追加の現地審査が必要となる場合がございますので、その際は臨時審査の申請手順に基づいて申請が必要となります。

### (3) 審査チームに対する異議申立

申請機関等は、審査チームの構成について、IAJapan に異議を申し立てる機会が与えられます。利害の対立又は技術的な理由に基づく異議がある場合には、IAJapan に対して審査チームの変更を電子メール等で申立てることができます。

### (4) IAJapan に対する苦情又は異議の申立て

申請機関等は、IAJapan の行う処分、制度の運営等に対して苦情又は異議の申立てを行うことができます。

苦情又は異議申立ては、文書又は電子メールで受け付けています。電話でご連絡いただいた場合でも、誤解等の防止のため、書面又は電子メールでのご連絡を改めてお願いしております。苦情又は異議申立ては、IAJapan が別途公表している「苦情・異議申立ての処理規程(URP30)」に従って適切に処理されます。

## 第5章 認定の維持のための手続き

### 5-1 認定要求事項への継続的な適合

ASNITE 製品認証機関が認定を維持していくためには、ASNITE 製品認証機関の義務を遵守し、認定要求事項に継続的に適合して事業を運営しなければなりません。

#### (1) 認定の維持等に係る審査(認定維持審査、再認定審査、追加審査及び臨時審査)

ASNITE 製品認証機関は、認定スキーム文書で定める認定周期ごとに再認定の決定を受けなければ、その期間の経過によって認定が失効します。継続して認定の要求事項に適合していることの確認を受ける場合は、IAJapan が行う認定維持審査及び再認定審査を受けなければなりません。

ASNITE 製品認証機関は、各現地審査が2年を超えない間隔で実施され、再認定審査に基づく要求事項への適合確認と再認定の決定が、次の認定周期が開始する前に完結するよう、現地審査の実施時期等の調整に応じる必要があります。

IAJapan は、認定後の運営状況の確認のため、第1回目の認定維持審査の現地審査を、原則として認定を授与した日の翌日から起算して1年以内又は初回認定審査日から起算して2年以内のいずれか早い期日までに開始します。

それ以降の認定維持審査の現地審査は第1回目の認定維持審査の現地審査又は再認定現地審査の現地審査の最終日から2年を超えない期間以内又は認定スキーム文書が定める期間以内に開始されます。

IAJapan が行う再認定審査は、すべて認定要求事項について審査を行います。この再認定審査は、直前の認定維持審査の現地審査の最終日から起算して2年以内又は認定スキーム文書が定める期間以内に開始し、認定周期が終了する4ヶ月前を目途に現地審査を完了する必要があります。

IAJapan は、ASNITE 製品認証機関に次の各号のいずれかの事項が生じた又は生じたと認められた場合、必要に応じて臨時審査を実施します。ASNITE 製品認証機関は臨時審査を受けなければならない、審査を拒んだり、妨げたり、忌避した場合、認定の一時停止や取消しを受ける場合があります。

- ① 重大な内容の苦情が発生したか又は他の状況により、認定要求事項への適合性又は製品認証活動若しくはその試験の品質に関して重大な疑いを生じさせる場合
- ② 管理主体の変更、主要な活動の変更等、製品認証活動若しくは自ら有している試験所の技術的能力に影響する変更があった場合
- ③ 事業の承継があった場合
- ④ 認証スキーム若しくは認定要求事項に重要な変更があった場合
- ⑤ その他認定基準の遵守状況を確認する必要がある場合

なお、認定の維持等に係る審査プロセスにおいて、申請機関からの ASNITE(認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査)申請取下げ願(様式 18-1)又は ASNITE(認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査)申請中断願(様式 18-2)により、その申請を取下げ又は中断することができます。ただし、審査プロセス中の中断は1回限りとし、原則6か月間を上限とします。また、中断した状態から申請を再開する際には、ASNITE(認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査)申請復活願(様式 18-3)を提出してください。

#### (2) 認定の維持等に係る審査の手続

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

認定の維持等に係る審査(認定維持審査、再認定審査、追加審査及び臨時審査)を受けるための申込みは、IAJapan から該当する審査の時期等について通知をしますので、その通知を受けてから様式 17「(認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査)申込書」により申込みをしてください。認定の維持等に係る審査についても電子システムによる申請が可能です。また、手数料については別に連絡いたしますので、連絡に従い手数料を納入してください。

なお、いったん受理した手数料については、いかなる場合も返金できませんので、くれぐれもご注意ください。

ASNITE-Product(Textile Exchange)での認定維持審査又は再認定審査の申込に際しては、認証スキームで毎年確認することが求められている以下の情報も併せてご提出をお願いいたします。

- (a) (新たな事務所が発生した場合)新たな事業所に関するマネジメントシステム文書及びそれに伴う認証プロセス手順文書の変更並びに新たな事務所での認証プロセスの記録
- (b) 以下のリスク要因を有する外部委託先の管理状況の記録
  - i. 新規外部委託先
  - ii. 監査及び依頼者の採用又は運営管理の両方に責任を負う外部委託先
  - iii. 「腐敗認識指数」が 50 より下位の国に所在する外部委託先
- (c) 各規格について業務を実施する認証機関の新規要員の力量に関する記録(資格及び訓練記録、監査の記録)
- (d) 前回の審査で不適合とされたものについて実施された是正処置に関する記録
- (e) 各規格について認証及び取り消された組織及びサイトに関する記録(これらを追跡するための手順が改正された場合は当該手順)
- (f) 認証された製品の登録簿の最新版(この登録簿に基づいて認証プロセスに関する一連の記録をサンプリングして提出いただくよう別途ご連絡いたします)

### (3) (認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査)申込書(様式 17)の記入要領

#### ①「申込者の名称」

申込者は代表者又は製品認証機関の代表者を記入してください。

#### ②「認定事業所名」及び「認定番号」

認定された事業所の名称と認定番号を記入してください。

#### ③「審査の種類」

IAJapan から通知された審査の種類を選択してください。

#### ④「認定審査を受ける認定区分」

IAJapan から通知された③の審査を受ける認定区分を記入してください。

#### ⑤「手数料」

IAJapan から連絡があった手数料の額を記入してください。

なお、手数料額については機構の手数料規程に従います。

不明な点は認定センター試験認証認定課製品認証認定室までお問い合わせください。

(様式 17)の記入例

(様式17)	
(認定維持審査)再認定審査／追加審査／臨時審査)申込書	
2019年 4月 1日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 殿	
住所	東京都渋谷区東原1-3-1
名称及び代表者	株式会社 ナイト 代表取締役社長 独法 太郎
下記の認定について、認定維持審査を申し込みます。また、審査の受入れにあたっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。	
記	
1. 認定事業所名:	かずさ試験所
2. 認定識別:	ASNITE 0010 P
3. 審査の種類:	認定維持審査
4. 認定審査を受ける認定区分:	〇〇分野3区分
5. 手数料:	〇〇〇,〇〇〇円

## 5-2 認定変更の手続き

認定後、申請時に提出した申請書の内容に変更があった場合や、別紙書類の内容に重大な変更があった場合は、ASNITE 製品認証機関認定内容等変更届出書(様式 14)を提出してください。これを怠ると認定が取り消される場合がありますので注意してください。

なお、変更届が必要となる事例については、本文書で定める様式に基づいて申請した内容に変更が生じた場合のほか、「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21)」の規定も併せて参照してください。

なお、認定変更の手続きについても電子システムによる提出が可能です。

### (1) 届出に必要な書類

ASNITE 製品認証機関の変更に必要な書類は、次のとおりです。

- ・ASNITE 製品認証機関認定内容等変更届出書(様式 14)
- ・変更があった事業所に対して出された認定証の原本(紙媒体で発行していた場合。)

### (2) 認定内容等変更届出書の記入要領

#### ① 「変更内容」

変更する事項について、簡潔に記入してください。(例えば、「事業所の移転」、「品質マニュアルの変更」等) また、変更点が明確になるように、変更する前の内容と、変更した後の内容

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

とを比較してその概略を記述してください。届出書本体に記入しきれないときは、別紙資料としてもかまいません。また、別添として申請書の各様式や品質文書類を添付する場合は、変更後の文書のみで結構です。

②「変更年月日」

上記変更が実施された年月日を記入してください。

③「変更理由」

上記変更を行う理由を簡潔に記入してください。

(3) 既已取得した認定範囲を拡大する場合

既已取得した認定範囲を拡大(認定の限定を解除)する場合は、新規申請と同様の申請手続きが必要となります。

(様式14)の記入例

(様式14)	
ASNITE製品認証機関認定内容等変更届出書	
2019年 4月 1日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 殿	
住所	東京都渋谷区東原1-3-1
名称及び代表者	株式会社 ナイト 代表取締役社長 独法 太郎
ASNITE製品認証機関の(申請(認定))内容を変更したいので、下記のとおり届け出ます。	
記	
1. 変更内容	
品質管理者の変更(別添として変更後の様式8及び様式9を添付します)。	
旧	新
経済 一郎	基盤 次郎
2. 変更年月日	
2019年4月1日	
3. 変更理由	
同日付け人事異動による変更。	

### 5-3 認定を受けた製品認証事業の承継の手続き

#### (1) 承継に必要な届出書類

認定を受けた製品認証事業の事業承継に必要な書類は、次のとおりです（電子システムによる提出が可能です）。

- ・事業承継届出書
- ・承継される製品認証機関に対して発行された認定証の原本（紙媒体で発行していた場合）
- ・認定契約書

#### (2) 事業承継届出書の記入・作成要領

事業承継届出書（様式 15）を次の要領で記入し、承継の事実を証する書面（登記簿謄本等）を添付してください。また、認定証を紙媒体で発行していた場合は、認定証を送付ください。IAJapan から認定契約書の締結について連絡をいたしますので、「認定契約書」（様式 13）に必要な事項を記載し、承継後の製品認証機関の代表者を記入したものを提出してください。

この認定契約書は、その内容に変更がない限り、従前の契約を有効としておりますので、再認定時には認定契約書の再締結は行いません。

##### ① 「被承継人の氏名又は名称、法人にあってはその代表者の氏名並びに住所」

製品認証事業を譲る側の名称、住所等を記入してください。

##### ② 「承継される製品認証機関の名称及び所在地」

承継の対象となる製品認証機関の名称及び所在地を記入してください。承継によって、製品認証機関の名称変更がある場合は、旧名称を記入してください。

##### ③ 「被承継人の認定番号及び認定を受けている区分」

承継の対象となる認定された製品認証機関が既に取得している認定証に記載されている識別番号及び認定区分を転載してください。

##### ④ 「承継後の製品認証機関の名称」

承継によって、製品認証機関の名称変更がある場合に、新名称を記入することになります。名称変更が無い場合は、「名称変更なし」と記入してください。

## (様式 15)の記入例

(様式15)	
事業承継届出書	
2019年10月 1日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 殿	
住所	東京都渋谷区東原1-3-1
名称及び代表者	株式会社 ナイト
	代表取締役 独法 太郎
下記のとおりASNITE製品認証機関の地位を承継したので、別紙書類を添えて届け出ます。	
記	
被承継人の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住 所	株式会社 メイティ・テック 代表取締役社長 見本 申之助 東京都渋谷区西原2-49-10
承継される製品認証機関の名称及び 所在地	幡ヶ谷ラボラトリー 東京都渋谷区西原2-49-10
被承継人の認定番号及び認定を受け ている区分	ASNITE ○○○○ P ××分野 ○○○○(製品名)
承継後の製品認証機関の名称	関東本部 幡ヶ谷認証機関
承継の期日	2019年9月26日
承継の理由	合併

## 5-4 認定を受けた製品認証事業の廃止の届出の手続き

製品認証事業そのものを廃止する場合や認定を辞退する場合には廃止届を提出してください(電子システムによる提出が可能です)。

### (1) 認定を受けた製品認証事業の廃止届出に必要な書類

認定を受けた製品認証事業の廃止に必要な書類は、次のとおりです。

- ・認定を受けた製品認証事業の廃止届出書(様式 16)
- ・廃止する製品認証機関に対して発行された認定証の原本(紙媒体で発行していた場合。)

### (2) 認定を受けた製品認証事業の廃止届出書の記入要領

#### ① 「認定番号及び認定を受けている区分」

廃止した事業に係る認定区分のみを記入してください。

#### ② 廃止の理由

製品認証事業そのものを廃止するのか、認定を辞退するのか等を明記してください。

(様式 16)の記入例

(様式16)	
認定を受けた製品認証事業の廃止届出書	
2019年 4月 1日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 殿	
住所 東京都世田谷区梅林堤2-4-8 名称及び代表者 株式会社 サンプル・ラボラトリー 代表取締役社長 参普留 止夫	
下記のとおり認定を受けた製品認証事業を廃止したので、届け出ます。	
記	
事業を廃止した製品認証機関の名称及び所在地	梅林堤試験所 東京都世田谷区梅林堤2-4-8
認定番号及び認定を受けている区分	ASNITE ○○○○ P ※※※分野 ▼▼▼▼(製品名)
廃止の期日	2019年4月1日
廃止の理由	製品認証事業の認定を辞退するため

### (3) その他注意事項

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

認定事業廃止後も、製品認証機関として継続して業務を実施する場合は、「認定契約書」の該当する事項（機密保持等）を遵守していただく必要がありますので、注意してください。

### 5-5 認定の一時停止及び取消し

IAJapan は ASNITE 製品認証機関に認定要求事項に対する重大な不適合事項があり、その重大性を勘案し認定資格を一時停止することがあります。また、認定要求事項から著しく逸脱して業務を実施していることが判明した場合や一般要求事項における ASNITE 製品認証機関の遵守事項及び認定シンボル等の取り扱いに係る要求事項を遵守しない場合等に対して認定の取り消しを行うことがあります。

### 5-6 製品認証事業報告

IAJapan では ASNITE 製品認証機関の最新の業務実績状況を把握することを目的とし、毎年、4月1日から翌年の3月末日までの1年間の認証実績等の報告について、ご協力をお願いしております。

ASNITE 製品認証機関におかれましては、5月末日までに前年度の実績報告について、製品認証又はそれに類似する業務の実績（様式 4-1）に準じて、電子メール等で認証実績件数のご提出をお願いいたします。

規程管理部署

この規程を管理する担当課は、認定センター試験認証認定課製品認証認定室とする。

附則

この文書は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この文書は、平成16年5月1日から施行する。

附則

この文書は、平成16年8月1日から施行する。

附則

この文書は、平成17年3月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月4日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年2月12日から施行する。

附則

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

この規程は、平成22年4月2日から施行する。

附則

この規程は、平成23年9月30日から施行する。

附則

この規程は、平成24年9月10日から施行する。

附則

この文書は、平成25年12月16日から施行する。

附則

この文書は、平成27年9月15日から適用する。

附則

この文書は、平成29年1月13日から適用する。

附 則

この文書は、2019年4月1日から適用する。

附 則

この文書は、2020年2月28日から適用する。

附 則

この文書は、2020年5月1日から適用する。

附 則

この文書は、2020年7月31日から適用する。

附 則

この文書は、2021年3月30日から適用する。

附 則

この文書は、2023年2月3日から適用する。

## 様式集

用紙の大きさは、原則 A4 用紙としますが、様式 5、11、12 については、A3 用紙でも結構です。

- (様式 1) ASNITE 製品認証機関認定申請書
- (様式 2) 誓約書(2A)、機密保持に関する合意書(2B)
- (様式 3) 認定を受けようとする区分の別記
- (様式 4-1) 製品認証又はそれに類似する業務の実績
- (様式 4-2) 運営している認証スキームの概要図
- (様式 5) 認証業務及び試験を行う組織に関する事項(事業所の組織図)
- (様式 6) 認証業務及び試験を行う組織に関する事項(主要職員名簿)
- (様式 7) 製品認証の実施方法に関する事項(品質文書一覧表)
- (様式 8) 認証従事者の氏名及び経歴
- (様式 9) 製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務の実績
- (様式 10) 製品認証に必要な試験に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
- (様式 11) 認証業務に必要な試験を行う施設の概要(試験所の配置図)
- (様式 12) 試験従事者の氏名及び経歴
- (様式 13) 認定契約書
- (様式 14) ASNITE 製品認証機関認定内容等変更届出書
- (様式 15) 事業承継届出書
- (様式 16) 認定を受けた製品認証事業の廃止届出書
- (様式 17) (認定維持審査/再認定審査/追加審査/臨時審査)申込書
- (様式 18-1) ASNITE(認定/認定維持審査/再認定審査/追加審査)申請取下げ願
- (様式 18-2) ASNITE(認定/認定維持審査/再認定審査/追加審査)申請中断願

(様式 18-3) ASNITE(認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査)申請復活願

(様式 19) IAF MLA マーク使用契約

(様式 1)

## ASNITE 製品認証機関認定申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所  
申請機関の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり ASNITE 認定を受けたいので、認定に当たり必要な便宜と協力を提供することを確認の上、別紙書類を添えて申請します。

## 記

認定を受けようとする区分	分野の名称		
	認定区分の名称	認証スキーム名称	
		製品分類(製品名)	
		スキームのタイプ	
認定を受けようとする製品認証機関の事業所の情報	<b>事業所①の名称及び所在地</b>		
	ふりがな		
	名称		
	ふりがな		
	所在地 (郵便番号)		
	電話番号		
	実施する業務	ISO/IEC 17065 6.1 / 6.2 / 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.4 / 7.5 / 7.6 / 7.7 / 7.8 / 7.9 / 7.10 / 7.11 / 7.12 / 7.13 (※該当する項目のみ残してください。)	
	<b>事業所②の名称及び所在地</b>		
	ふりがな		
	名称		
	ふりがな		
	所在地 (郵便番号)		
	電話番号		
	実施する業務	ISO/IEC 17065 6.1 / 6.2 / 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.4 / 7.5 / 7.6 / 7.7 / 7.8 / 7.9 / 7.10 / 7.11 / 7.12 / 7.13 (※該当する項目のみ残してください。)	
認証活動の一部を外部委託している事業所の情報	名称		
	所在地		
	認定取得状況		

※必要に応じて記載枠を追加してください。

(様式 2A)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所  
法人名  
＜適合性評価機関名＞  
代表者役職及び氏名

## 誓約書

＜適合性評価機関名＞は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「機構」という。）認定センター（以下、「IAJapan」という。）の＜〇〇＞認定プログラムに係る申請を行うにあたり、以下の項目について誓約します。

## 1. 要求事項との適合

＜適合性評価機関名＞の申請の認定範囲において、＜適合性評価機関名＞が「＜認定スキーム文書名＞」が参照する「＜〇〇認定の一般要求事項＞」の最新施行版の該当するすべての項目の要求事項に適合するよう、遵守します

## 2. 認定審査の受入れ、協力等

2. 1 IAJapan が行う認定審査を受入れ、IAJapan の審査チーム及び IAJapan が指名する者（IAJapan の国際的な相互承認維持のために必要な関係者を含む）に審査に必要な便宜及び協力を最大限提供します。

2. 2 認定審査のために IAJapan が必要とする、申請の認定範囲における、＜適合性評価機関名＞の文書及び記録の調査、バーチャルサイトへのアクセス、ラボへの立入り、機器及び設備の現地確認並びに要員及び外部委託先への接触を行うことを IAJapan の審査チーム及び IAJapan が指名する者に認め、必要な手配を行います。

2. 3 審査計画の提示によって IAJapan が求める場合、＜適合性評価機関名＞が実施する＜適合性評価活動＞への立会いに関する手配を行います。また、審査計画の提示によって IAJapan が求める場合、＜適合性評価機関名＞が顧客の事業地で＜適合性評価活動＞を実施する際に、＜適合性評価機関名＞のパフォーマンスを評価するために IAJapan の審査チームが同行することを顧客に約束させる、法的拘束力のある取決めを顧客との間に結び、IAJapan の審査チームが同行することの手配を行います。

## 3. 変更の通知

申請及び認定審査において、提出又は報告したうちで、次の各項に変更が生じた場合は、直ちに IAJapan に通知します。

- (1) ＜適合性評価機関名＞の名称又は組織上の位置付け
- (2) 組織、トップマネジメント又はラボラトリマネジメント並びに主要な要員
- (3) 資源及び場所（バーチャルサイトを含む）

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(4) 認定の要求事項を満たす<適合性評価機関名>の能力に影響する可能性があるその他の事項

#### 4. 手数料の支払い

IAJapan の手数料規程(認定業務に係る手数料規程であって、申請時点で WEB サイトに公開され、適用される版のもの)に基づいて機構が請求する審査手数料を所定の期日までに支払います。

また、審査の中止を含む認定審査の結果如何に関わらず、手数料の返還がされないことについて、苦情又は異議を申し立てません。

#### 5. 誓約書各条項の違反、不履行又は不正行為等に伴う処分

5.1 申請後において、誓約書の各条項の違反又は不履行が IAJapan によって確認された場合、IAJapan が、申請の却下又は審査の打ち切りの手続きを開始することについて、苦情又は異議を申し立てません。

5.2 申請後において、<適合性評価機関名>の不正行為の証拠、意図的な虚偽の情報の提出又は情報の隠蔽が IAJapan によって確認された場合、IAJapan が、申請の却下又は審査の打ち切りの手続きを開始することについて、苦情又は異議を申し立てません。また、この後、2 年間において、<適合性評価機関名>の申請の受け付けがされないことについても苦情又は異議を申し立てません。

以上

(様式 2B)

### 機密保持に関する合意書

《適合性評価機関名》(以下、「甲」という)と、独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター(以下、「乙」という)は、甲の全部又は一部の組織が、《試験所、校正機関、標準物質生産者又は製品認証機関》としての力量、認定要求事項の遵守状況及び認定要求事項への適合性を確認するため、乙が認定活動を実行するにあたり、乙が情報の機密保持に関して適切に運用することを目的として、甲、乙合意の下に、次のとおり機密保持に関する合意(以下、「本合意」という)を締結する。

(適用)

第1条 本合意は、認定活動の間に得られた又は生じたことにより、乙が入手した有形・無形を問わないすべての情報(以下「認定審査情報」という。)の管理を本合意の対象とする。

(通知義務)

第2条 本合意の締結に伴い、乙は、開示を意図している情報を、第三者に対して開示前に甲に通知する。

(機密情報)

第3条 乙は、甲の認定審査情報(甲が公開している情報及び苦情処理に係る処理を目的とした情報を除く)は、甲が所有権を持つ情報とみなし、機密情報とする。

2 法令に基づいて乙が甲の認定審査情報の開示を求められた場合、乙はその開示を行い、法令が禁止する場合は認定審査情報を開示したことを甲に通知しない。

(情報源の機密)

第4条 乙は、甲以外の情報源(規制当局を除く)から得られた、甲に関する情報は、甲と共有する。ただし、情報源に関する情報は乙の機密とし、情報源が同意した場合を除き、甲と共有しない。

2 乙は規制当局から得られた甲に関する情報は、関係法令に基づき、規制当局の開示方針に従うものとする。

(機密保持)

第5条 乙の委員会委員、審査員、技術専門家及び職員(以下「要員」という。)は、法令に基づいて行政機関が要求する場合を除き、認定審査情報について機密を保持する守秘義務を負う。このため、乙は、乙の要員に対して機密保持に関する誓約書を義務付ける。

2 甲の認定審査情報の閲覧は、甲の認定活動に参与する乙の要員に限る。ただし、乙の認定審査に関する苦情及び異議申立てがされた場合において、乙の上位機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構及び／又は経済産業省の苦情及び異議申立ての処理に係る組織及び顧問弁護士を除く。

3 乙は、乙の国際的な認定機関との相互承認グループ又は二者間での相互承認維持のために、甲に関する認定審査情報を乙の国際的な相互承認維持のために必要な関係者で構成される評価チームに対して開示する場合は、その評価チームから、乙の評価にかかる業務を遂行するためにのみ使用し、他の目的に使用又は利用しないことを含めた機密保持の誓約を取る。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(認定審査情報の保管)

第6条 乙は、甲の認定審査情報を、当該認定審査情報を用いて認定の決定を行った認定周期の終了日が属する年度の翌年度の4月1日を起点として5年保存し、保存期間の満了日以降に機密が保持された状態で廃棄する。

2 乙による、甲の認定審査が認定の決定に至らなかった場合も、前項と同様とする。

(協議)

第7条 本合意に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本合意に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

[電子契約の場合] ※

本合意の証とするため、甲及び乙は、本合意書の電子ファイルを作成し、それぞれ(電子署名/電子サイン/認定申請審査業務システム)による合意を行う。

[書面契約の場合] ※

本合意の証とするため、本合意書二通を作成し、甲及び乙は、各々署名(又は記名押印)の上、各一通を保有する。

※契約方式に基づき、不要な契約方式を削除すること。(斜体の文字は施行時に削除のこと。)

年 月 日

甲:(住所)  
(法人名)  
(代表者 名 )

乙: 東京都渋谷区西原二丁目49番10号  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 名

(様式 3)

認定を受けようとする区分の別記

認定を受けようとする区分	分野の名称	
	認定区分の名称	
	製品（プロセス、サービス）の名称	

(様式 4-1)

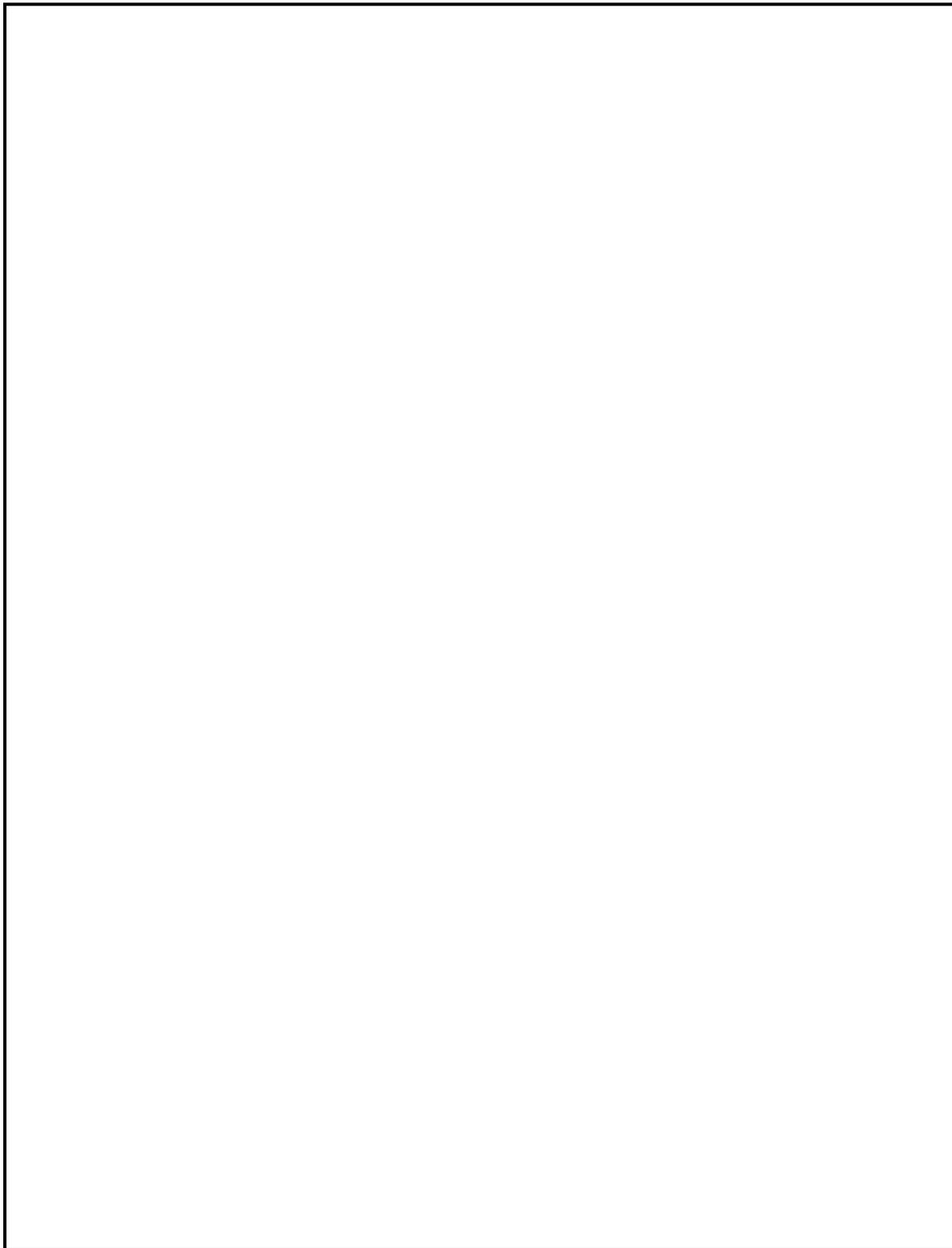
製品認証又はそれに類似する業務の実績

( 年 月 日 ~ 年 月 日)

認証対象製品・特性	認証スキーム及び適合する製品規格	件数

(様式 4-2)

運営している認証スキームの概要図

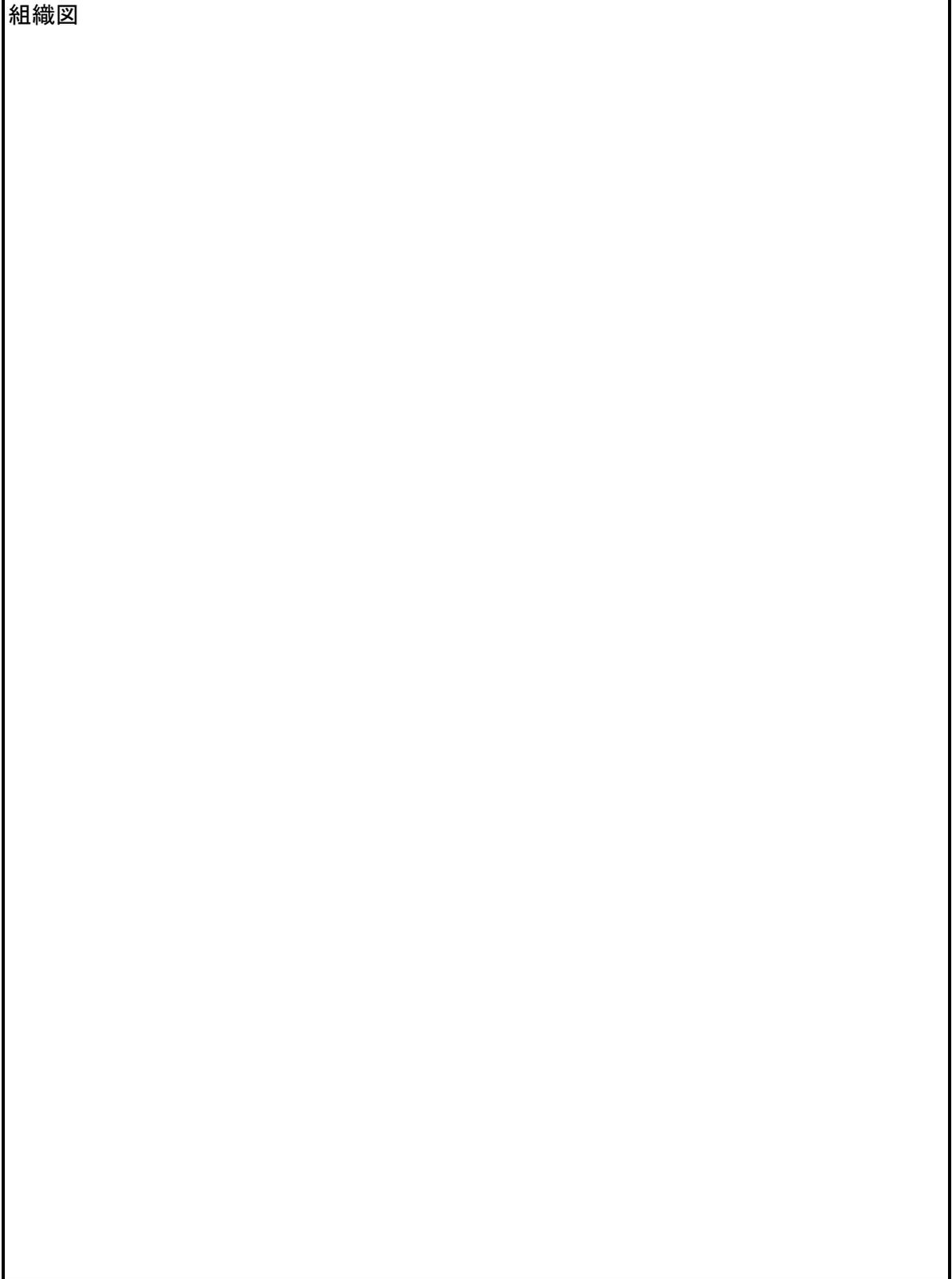


(様式 5)

認証業務及び試験を行う組織に関する事項(事業所の組織図)

(1) 主要な活動の一つ以上実施する事業所(本部を含む)、それ以外の活動を実施する事業所を含む組織図

組織図



(様式 6)

認証業務及び試験等の評価を行う組織に関する事項(主要職員名簿)

(2)主要職員名簿

トップマネジメント	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
品質管理者	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
認証機関の責任者(認証文書の署名者)	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
認証のレビューを行う者(委員会等のグループの場合はその名簿を添付)	
氏 名 (又はグループ名)	
職 名	
関連する経験	
認証の決定者(委員会等のグループの場合はその名簿を添付)	
氏 名 (又はグループ名)	
職 名	
関連する経験	

(様式 7)

製品認証の実施方法に関する事項(品質文書一覧表)

文書番号	文 書 名	最新更新日

- ISO/IEC 17065 8.1 選択肢 A に該当
- ISO/IEC 17065 8.1 選択肢 B に該当

(様式 8)

## 認証従事者の氏名及び経歴

雇用形態 (及び主要な 活動場所)	氏名	認証業務 着任年月日	担当認証業務の 別 (申請のレ ビュー、要員の割 当、評価、審査、審 査報告書の承認、認 証のレビュー等)	申請に係る製品認証の従事 の実績

(様式 9)

製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務の実績

( 年 月 日 ~ 年 月 日)

認証対象製品・特性	関連する試験方法	件数

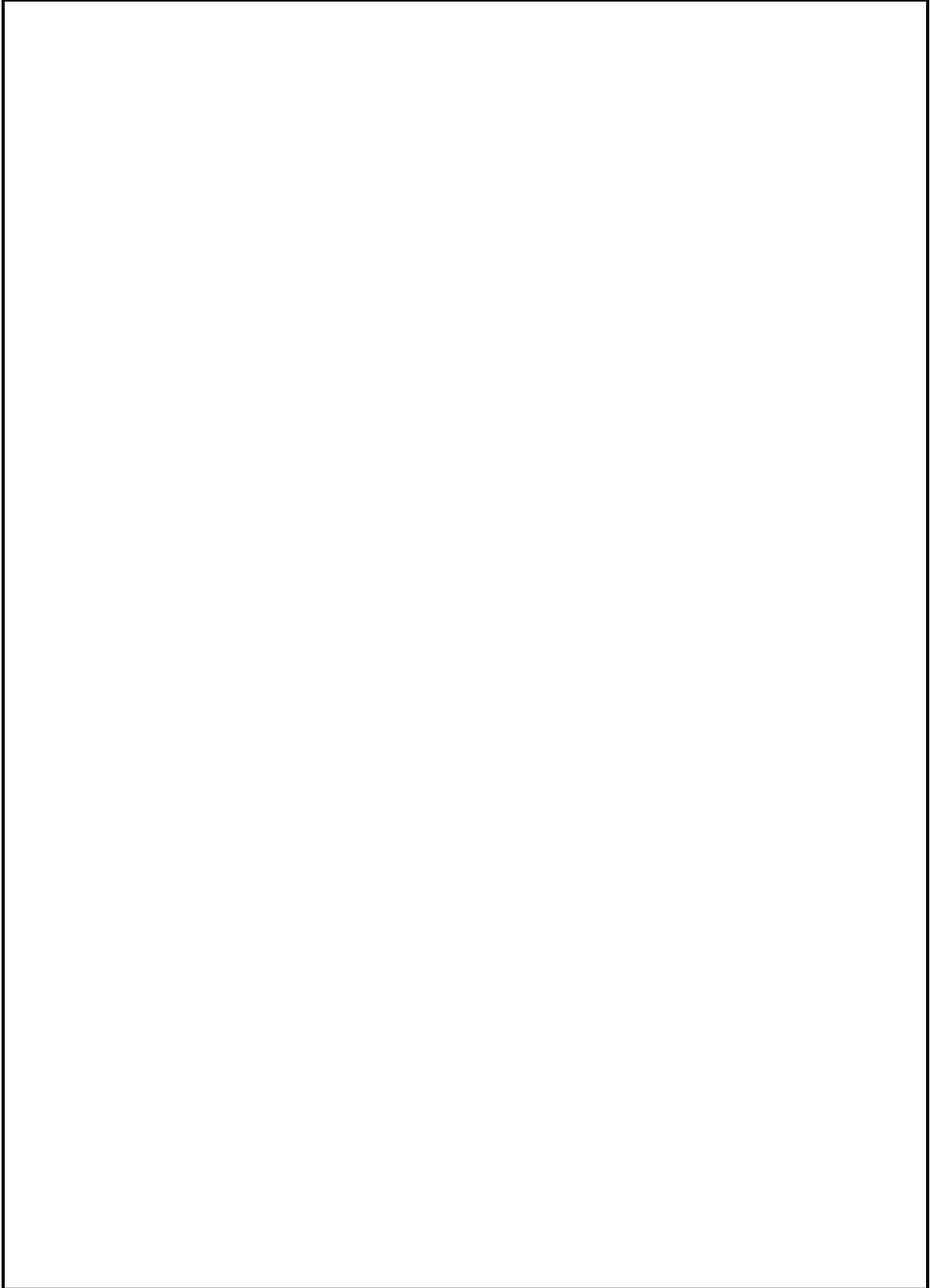
(様式 10)

製品認証に必要な試験に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別

名 称	製造者名	型式	製造番号	数量	性 能	所在の場所	所有 or 借入

(様式 11)

製品認証に必要な試験を行う施設の概要(試験所の配置図)



(様式 12)

## 試験従事者の氏名及び経歴

製品認証に必要な試験に従事する者の氏名及び当該者が製品認証に必要な試験又はそれに類似する試験に従事した経験を有する場合は、その実績

主任	氏 名	入社年月日	担当試験業務	申請に係る試験の従事の実績

(様式 13)

## 認定契約書

《適合性評価機関名》(以下、「甲」という)と、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下、「機構」という)認定センター(以下、「乙」という)は、甲の全部又は一部の組織が、《試験所、校正機関、標準物質生産者又は製品認証機関》としての力量を有し、認定要求事項を遵守し、かつ、認定要求事項への適合性を満たしているとして乙が認定(以下、「認定」という)を決定したことに基づき、申請、審査、認定及びその維持等の円滑な運用を図ることを目的として、甲、乙合意の下に、次のとおり認定契約(以下、「本契約」という)を締結する。

(適用)

第1条 本契約は、認定に係る事項の全てに適用する。乙は、本契約に適用する乙の基準、手順、指針及び「〇〇認定スキーム」が参照する「〇〇一般要求事項」の規程並びに通知文書(以下、「乙の規則」という)を、制定、又は改定される度に甲に書面で通知(電子文書による通知、又は、乙のWEBサイトにおいて閲覧可能とされることも含む。以下「書面で通知」という)する。

乙は、通知する時点で有効に適用される乙の規程の全てを、乙のWEBサイト中で「公表・公開文書」として公表する。

なお、本契約に適用する乙の規則には、本契約締結後に制定、又は改定される最新版も含まれる。

(誓約書の効力)

第2条 本契約の締結に伴い、本契約締結前に甲から乙に提出された誓約書は効力を失う。

2 本契約の締結に伴い、本契約締結前に締結された機密保持に関する合意書は効力を失う。

(認定された適合性評価機関の権利と義務)

第3条 甲は、第1条に定める乙の規則による認定された適合性評価機関としての権利を有し義務を負うとともに、認定された適合性評価機関としての組織構成と業務運営を、乙の規則に適合させるほか、認定された適合性評価機関としての義務を遵守する。

2 甲及び乙は、前述の乙の規則が改正された場合及び認定範囲を変更した場合にも、本契約書の内容を引き続き遵守する。

3 審査計画の提示によって乙が求める場合、甲は、顧客の事業地で適合性評価活動を実施する際に、適合性評価機関のパフォーマンスを評価するために、乙の審査チームが同行することを受け入れる内容の法的拘束力のある取決めを顧客との間に結び、乙の審査チームが同行することの手配を行う。

4 甲は、認定が授与されている範囲に関してのみ認定を主張する。

5 甲は、乙の信用を失墜させるような方法で認定を利用しない。

(認定審査)

第4条 甲は、乙の規則及び本契約に基づき、乙が必要と認めた場合に実施する全般的又は部分的審査(認定審査、再認定審査、認定維持審査及び臨時審査)(以下、「認定審査」という)を受入れ、要請に応じて乙及び乙が指名する者に審査に必要な便宜及び協力を最大限提供する。

2 前項の必要な便宜及び協力には、以下が含まれる。

一 乙から認定を受けている甲の適合性評価活動を実施する全ての施設への立入り及び設備の確認。

なお、立入りをを行う日時については甲乙別途協議して定める。

- 二 認定審査に関係のある文書調査
  - 三 認定審査に関係のある記録の閲覧
  - 四 認定審査に関係のある要員への接触と個人面接及び下請負機関への接触
  - 五 認定審査に関係のあるバーチャルサイトへのアクセス
  - 六 甲による顧客に対する適合性評価活動への乙の立会同行及び乙の立会同行に必要な法的に拘束力のある顧客との取り決めの確認(閲覧)
  - 七 審査計画(審査チーム編成や日程を含む)の早期確定及び受入れ
- 3 乙は、認定審査を実施する際には認定審査に対応するために一般的に相当と思われる期間をもって甲に予告する。ただし、利害関係者からの甲に対する苦情、第9条に定める変更又は第11条第2項に係る甲の認定の表示、表明の結果として臨時に行う認定審査において、乙が必要と認める場合には、この予告期間を短縮することができる。
- 4 本条第1項に定める乙が指名する者には、乙の国際的な相互承認維持のために必要な関係者を含む。

#### (機密保持)

- 第5条 認定プロセスの間に得られた又は生じたことにより、乙が入手した有形・無形を問わないすべての情報(以下「認定審査情報」という。)の管理を本条の適用の対象とする。
- 2 乙は、開示を意図している情報を、第三者に対して開示前に甲に通知する。
  - 3 乙は、甲の認定審査情報(甲が公開している情報及び苦情処理に係る処理を目的とした情報を除く)は、甲が所有権を持つ情報とみなし、機密情報とする。
  - 4 法令に基づいて乙が甲の認定審査情報の開示を求められた場合、乙はその開示を行い、法令が禁止する場合は認定審査情報を開示したことを甲に通知しない。
  - 5 乙は、甲以外の情報源(規制当局を除く)から得られた、甲に関する情報は、甲と共有する。ただし、情報源に関する情報は乙の機密とし、情報源が同意した場合を除き、甲と共有しない。
  - 6 乙は規制当局から得られた甲に関する情報は、関係法令に基づき、規制当局の開示方針に従うものとする。
  - 7 乙の委員会委員、審査員、技術専門家及び職員(以下「要員」という。)は、法令に基づいて行政機関が要求する場合を除き、認定審査情報について守秘義務を負う。このため、乙は、乙の要員に対して機密保持に関する誓約を義務付ける。
  - 8 甲の認定審査情報の閲覧は、甲の認定活動に関与する乙の要員に限る。ただし、乙の認定審査に関する苦情及び異議申立てがされた場合において、乙の上位機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構及び／又は経済産業省の苦情及び異議申立ての処理に係る組織及び顧問弁護士を除く。
  - 9 乙は、乙の国際的な認定機関との相互承認グループ又は二者間での相互承認維持のために、甲に関する認定審査情報を第4条第4項に定めた関係者によって構成される評価チームに対して開示する場合は、その評価チームから認定にかかる業務を遂行するためにのみ使用し、他の目的に使用又は利用しないことを含めた機密保持に関する誓約を取る。
  - 10 乙は、甲の認定審査情報を、当該認定審査情報を用いて認定の決定を行った認定周期の終了日が属する年度の翌年度の4月1日を起点として5年保存し、保存期間の満了日以降に機密が保持された状態で廃棄する。
  - 11 乙による認定審査が、甲の認定の決定に至らなかった場合も、前項と同様とする。

#### (情報の提供)

第6条 甲は、認定の取得、又はその維持、更新、認定範囲拡大に合理的に必要な情報について、乙の要求があれば速やかに情報を提供する。

#### (情報の公開)

第7条 甲は、乙が甲の認定の状況(甲又は甲の適合性評価機関の名称及び所在地、(該当する場合)初回認定発効日、認定発効日、(該当する場合)認定の有効期限、認定範囲、認定の決定、認定の継続、一時停止、又は取り消し)及びその具体的理由についての情報を公表することに同意する。

#### (手数料)

第8条 甲は、認定審査の結果の如何、及び本契約の有効期限にかかわらず、乙が手数料規程に定めた甲が負担すべき手数料について、機構からの請求に基づき乙の指定する期限内に乙の指定する銀行口座宛に振り込む方法(振込手数料は甲負担)により支払う。一旦支払われた手数料は、審査の中止を含む認定審査の結果如何に関わらず、返還がされないことについて、甲は苦情又は異議を申し立てない。

2 乙は、前項に定める規定の料金について改定を行う場合には、原則として、書面で甲に通知する。

3 本契約書の作成に関連して発生する費用は各当事者において負担する。

#### (認定要求事項の変更)

第9条 乙は、乙の認定審査に関する規則を変更する場合には、原則として甲に対し書面による適切な予告を行う。

2 乙が乙の規則を変更し公表したことにより、甲が自らのマネジメントシステムに対して行った必要な対応に関して、乙が必要と認めた場合は、乙が合理的と考える期間内に、甲は乙の検証(認定審査を含む)を受けなければならない。その場合、乙は書面により甲に検証の実施を通知する。

#### (変更の通知)

第10条 甲は、乙の規則において乙に通知の必要な次の事項が変更になる場合には、その変更内容をその都度、遅滞なく所定の書面により乙に通知しなければならない。

- (1) 法律上、商業上、所有権上又は組織上の位置付け
- (2) 組織、トップマネジメント又はラボラトリマネジメント並びに主要な要員
- (3) 資源及び場所(バーチャルサイトを含む)
- (4) 認定範囲

(5) 認定の要求事項を満たす適合性評価機関の能力に影響する可能性があるその他の事項

2 甲は、乙から認定された範囲の活動に重大な影響を与える変更があったとき(例えば、所有者、重要な要員、又は施設の変更等)、又は利害関係者からの甲に対する苦情若しくはその他の情報の分析結果から、乙の規則の要求事項に適合していない、若しくは適合していないおそれがあるときで、乙が、前項に基づく甲からの通知の内容を乙の規則に照らして、その必要があると判断した場合は、甲は乙からの通知に基づき、乙による臨時の認定審査を受けなければならない。

#### (認定の表示)

第11条 甲は、一時停止期間を除く認定有効期間内に限り、乙から使用許諾を受けた認定シンボルを使用できる。その使用にあたっては、乙の規則に定められている使用条件を遵守する。

2 甲は、認定文書、認定シンボル、通知書、及び報告書の全部又は一部の使用につき、適合性評

価制度の社会的評価を損なう行為、第三者の誤解を招く行為、又は許容される範囲を逸脱すると乙が判断する表示や表明又は認定の事実の利用を行ってはならない。

3 甲は、認定が授与されている範囲に関してのみ認定を主張できる。

#### (外部委託)

第12条 甲は、乙に認定された範囲内の業務の一部を外部委託している場合において、乙が必要と判断する場合は、甲の外部委託先に対する評価の妥当性を確認するために、甲は当該外部委託先に対して乙の調査を受入れさせるとともに、その事前了解を取得する。

#### (異議申立て及び苦情)

第13条 甲は、乙に認定された範囲内の業務における甲に対するすべての異議申立て、利害関係者からの苦情について、調査を行い、解決の手段をとる。また、乙の要請に応じ、甲への認定に関するあらゆる苦情の調査及び解決に協力し、その都度、遅滞なく乙に報告しなければならない。

2 甲及び乙は、乙に認定された範囲内の業務にかかる双方に対する異議申立て、又は利害関係者からの苦情について、両者協力し問題解決にあたる。

3 甲は、乙の規則に従い、乙に対し異議又は苦情を申し出ることができる。

#### (契約条項の違反又は不履行並びに不正行為に伴う処分)

第14条 本契約締結以降、本契約の各条項に対する甲の違反又は不履行、甲の不正行為の証拠、甲の意図的な虚偽の情報の提出並びに情報の隠蔽が、乙によって確認された場合、乙が申請の却下、審査の打ち切り、是正処置請求、証明書の回収請求、認定の一時停止及び／又は認定の取消しの手続きを開始することについて、甲は苦情又は異議を申し立てない。また、手続き開始後 2 年間に於いて、甲の申請の受け付けがされないことについても甲は苦情又は異議を申し立てない。

2 前項により、乙が認定取消しの手続きを開始した場合、甲の認定は、甲の認定取消しが決定するまで一時停止する。

#### (契約の有効期間と終了・解除)

第15条 本契約は、本契約の締結日から一時停止期間中を含む乙による甲の認定が維持される期間について有効である。また、甲の申請に基づき認定審査が行われる場合は、審査の結果、乙により認定の取消しの決定がされない限り、本契約は引き続き有効とされる。乙により甲の認定が取り消された場合は、本契約は終了する。本契約書に基づく認定契約の締結後、旧版で締結された認定契約は、本契約発効時から無効となる。また、契約内容の見直しのため新しい契約書に基づき契約を再締結した場合、特別な取り決めがない限り、新契約発効時から本契約は無効となる。

2 甲は、60 営業日前に理由と終了日を明記し、内容証明郵便等、送付及び受領確認ができる手段をもって乙に通知することによって、本契約を終了できる。その場合、認定も終了する。

3 甲及び乙は、相手方に、破産、民事再生手続、会社更生、特別清算、及びその他類似の手続き開始の申立の事実が生じ、適合性評価機関又は認定機関としての活動ができないことが明らかになったときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。甲において本項に該当する事態が生じたときは、認定は終了する。

#### (反社条項)

第16条 乙は、甲又は甲の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
  - 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - 三 反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
  - 五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - 六 自ら又は第三者を利用して、乙又は乙の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき
- 2 乙は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、甲に損害が生じても乙は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める。

(契約終了後の責務)

第17条 第5条各項、第8条第1項及び本条の規定は、契約の終了後においても有効に存続する。また、本契約が終了した時点で、本契約の有効期間内に発生した債権債務、履行責務で未履行のものが有る場合、当該債務等は消滅しない。

(管轄と準拠法)

第18条 本契約は、日本国の法律に従って解釈される。本契約に関して訴訟を提起する必要がある場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約は、日本語版が正規の契約書としての位置付けをもつ。必要な場合、乙は、参考として英文版を作成し、甲は、必要な場合、その同等性を確認の上、本契約を締結するが、これら2つの言語間で内容又は解釈の不一致が提起された場合、日本語版が優先する。

(協議)

第19条 本契約に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

[電子契約の場合] ※

本合意の証とするため、甲及び乙は、本合意書の電子ファイルを作成し、それぞれ(電子署名/電子サイン/認定申請審査業務システム)による合意を行う。

[書面契約の場合] ※

本合意の証とするため、本契約書二通を作成し、甲及び乙は各々署名(又は記名押印)の上、各一通を保有する。

※契約方式に基づき、不要な契約方式を削除すること。(斜体の文字は施行時に削除のこと。)

年 月 日

甲:(住所)  
(法人名)

(代表者 名 )

乙： 東京都渋谷区西原二丁目49番10号  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 名

(様式 14)

ASNITE 製品認証機関認定内容等変更届出書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所  
申請機関の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名

ASNITE 製品認証機関の申請／認定内容を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2. 変更年月日

3. 変更理由

(様式 15)

## 事業承継届出書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所  
申請機関の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり ASNITE 製品認証機関の地位を承継したので、別紙書類を添えて届け出ます。

## 記

被承継人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名並びに住所	
承継される法人の名称及び所在地	
被承継人の認定番号及び認定を受けている区分	
承継後の認証機関の名称	
承継の期日	
承継の理由	

(様式 16)

認定を受けた製品認証事業の廃止届出書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所  
申請機関の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり認定を受けた製品認証事業を廃止したので、届け出ます。

記

事業を廃止した認証機関の名称及び 所 在 地	
認定番号及び認定を受けている区分	
廃止の期日	
廃止の理由	

(様式 17)

(認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査) 申込書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所  
申込者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名

下記の認定について、(認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査)を申し込みます。  
また、審査の受入れにあつては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

記

1. 認定事業所名:
2. 認定識別:
3. 審査の種類: (認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査)
4. 認定審査を受ける認定区分:
5. 手数料

注意: 1. 代表者は、認証機関の代表者でもよい。

(様式 18-1)

ASNITE(認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査)申請取下げ願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所

名称

代表者の氏名

年 月 日付けで申請いたしました(認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査)申請について、下記の理由により取り下げるため、取下げ願を提出します。

#### 記

##### 1. 申請内容

(1) 認定事業所名:

(2) 認定識別:

(3) 申請の種類:(認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査)申請

(4) 認定を受ける区分又は審査を受ける認定区分:

##### 2. 取下げ理由

##### 3. 取下げ年月日

(様式 18-2)

ASNITE(認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査)申請中断願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所

名称

代表者の氏名

年 月 日付けで申請いたしました(認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査)申請について、下記の理由により一時的に中断するため、中断願を提出します。

なお、申請の再開につきましては、復活願を提出することを申し添えます。

記

1. 申請内容

(1) 認定事業所名:

(2) 認定識別:

(3) 申請の種類: (認定／認定維持審査／再認定審査／追加審査／臨時審査)申請

(4) 認定を受ける区分又は審査を受ける認定区分:

2. 中断理由

3. 中断期間

年 月 日から 年 月 日までを予定

(様式 18-3)

ASNITE(認定/認定維持審査/再認定審査/追加審査)申請復活願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所

名称

代表者の氏名

年 月 日付けで中断願を提出しました(認定/認定維持審査/再認定審査/追加審査)申請について、申請の再開のため、復活願を提出します。

記

1. 申請内容

(1) 認定事業所名:

(2) 認定識別:

(3) 申請の種類: (認定/認定維持審査/再認定審査/追加審査/臨時審査)申請

(4) 認定を受ける区分又は審査を受ける認定区分:

2. 復活年月日

(様式 19)

**ANNEX 2**  
**AGREEMENT FOR USE OF THE**  
**IAF MLA MARK**  
**BETWEEN A**  
**LICENSED IAF MLA ACCREDITATION BODY MEMBER**  
**AND AN**  
**ACCREDITED CONFORMITY ASSESSMENT BODY (CAB)**

**付属書 2**

**ライセンスを受けた IAF MLA 認定機関メンバー及び**  
**認定された適合性評価機関(CAB)間の**  
**IAF MLA マーク使用契約**

1. The International Accreditation Forum Inc. (“IAF”) is the owner of the trade-mark known as the IAF Multilateral Recognition Arrangement Mark or IAF MLA Mark.  
 国際認定フォーラム(「IAF」)は、IAF 相互承認取決マーク又は IAF MLA マークとして知られる商標の所有者である。

2. (Licensed IAF MLA Member’s full company name), the full post office address of whose principal office or place of business is (full business address), has a non-exclusive and non-transferable license to use the IAF MLA Mark, subject to its maintenance of its IAF MLA Membership and IAF Accreditation Body (AB) membership and observance of conditions and restrictions set out in its agreement with the IAF MLA Member.

(正式な所在地)をその主たる事務所又は営業所の正式住所とする(ライセンスを許諾される IAF MLA メンバーの正式な組織名)は、IAF MLA メンバー資格及び IAF 認定機関(AB)メンバー資格の維持並びに IAF MLA メンバーとの契約に定める条項及び制約の遵守を条件に、IAF MLA マークを使用する非独占かつ譲渡不可のライセンスを有する。

Note: The IAF Logo is not to be used by any IAF Member or accredited CAB on any documentation under any circumstances without permission. The IAF Logo is for use only by the IAF Board and Secretary to denote official IAF documents.

注: IAF ロゴはいかなる IAF メンバー又は認定された CAB によっても、いかなる文書内にいかなる状況においても許可なく使用されるものではない。IAF ロゴは、公式の IAF 文書であることを示すため、IAF 理事会及び事務局によってのみ用いられる。

3. (Accredited CAB’s full company name), the full post office address of whose principal office or place of business is (full business address), applies for permission to use the IAF MLA Mark, only in conjunction with the licensed IAF MLA Member’s accreditation symbol, subject to the terms and conditions set out below.

(正式な所在地)をその主たる事務所又は営業所の正式住所とする(認定された CAB の正式な事業者名)は、以下に定める条項に従い、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーの認定シンボルとの組み合わせに限った IAF MLA マークの使用許諾を申請する。

4. (Licensed IAF MLA Member) grants to (accredited Conformity Assessment Body the “CAB”) permission to use the IAF MLA Mark for main scopes and sub scopes of

the IAF MLA for which the CAB has been accredited by the (Licensed IAF MLA Member), from the date of this Agreement, subject to the conditions and restrictions as follows:

本契約の日付より、以下の条項及び制約を条件に、(ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー)は(「CAB」すなわち認定された適合性評価機関)に対し、この CAB が(ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー)から認定された IAF MLA のメインスコープ及びサブスコープに係る IAF MLA マークの使用の許諾を与える。

**(a)** The accredited CAB shall only use the IAF MLA Mark together with their accreditation body symbol in the manner set out in IAF ML 2 General Principles on Use of the IAF MLA Mark and in accordance with the main scopes and sub scopes of the IAF MLA of which the licensed IAF MLA Member is a Signatory, and for which the CAB has been accredited;

認定された CAB は IAF MLA マークを、その認定機関シンボルと共に、IAF ML 2 IAF MLA マーク使用の一般原則に定める方法により、かつ、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーが署名者であり当該 CAB がその範囲について認定された IAF MLA のメインスコープ及びサブスコープに従ってのみ使用しなければならない。

**(b)** The IAF MLA Mark shall be reproduced using an authorized copy obtained from the licensed IAF MLA Member and shall be reprinted according to the following specifications:

IAF MLA マークは、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーから入手した清刷を用いて作成され、以下の仕様に基づいて印刷されなければならない。

**i)** in black and white or in the colours Pantone 2747 (dark blue) and Pantone 299 (light blue),  
白黒又は、カラーではパントン 2747(暗青)及びパントン 299(明青)。

**ii)** on a clearly contrasting background,  
背景色はコントラストの明らかなものとする。

**iii)** in a size which makes all the words of the IAF MLA Mark clearly distinguishable, with the width of the IAF MLA Mark no less than 20 millimetres for printed media and 75 pixels for digital media.

サイズは IAF MLA マークの全ての単語を明らかに識別できるものであって、IAF MLA マークの幅が印刷媒体に対しては 20 ミリメートル以上のもの、デジタル媒体に対しては 75 ピクセル以上のものとする。

**(c)** The proposed permitted use is non-exclusive;  
ここに提案される使用許諾は非独占のものである。

**(d)** The permission granted to the accredited CAB to use the said IAF MLA Mark is non-transferable;  
上記の IAF MLA マークの使用について、認定された CAB に付与される許諾は譲渡不可のものである。

**(e)** The accredited CAB shall not use the IAF MLA Mark on any documentation unless the licensed IAF MLA Member's accreditation symbol and the accredited CAB's name or logo are included on the same displayed page and all are of approximately the same size;

ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーの認定シンボル及び認定された CAB の名称又はロゴが同じ表示ページに含まれており、全てがほぼ同サイズである場合を除いて、認定された CAB は、IAF MLA マークをいかなる文書にも用いてはならない。

Note: The documentation can be in any form or type of medium.

注：文書はいかなる形式又は媒体によるかを問わない。

**(f)** The accredited CAB shall use the IAF MLA Mark in strict accordance with the instructions, conditions, standards of quality and IAF MLA Mark specifications supplied by the licensed IAF MLA Member or the IAF at anytime and from time to time;

認定された CAB は IAF MLA マークを、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー又は IAF から常時及び時折提供される指示、条件、品質規格及び IAF MLA マーク仕様に厳格に従って使用しなければならない。

**(g)** The accredited CAB shall supply specimens of its usage of the IAF MLA Mark to the licensed IAF MLA Member or IAF, if requested by the licensed IAF MLA Member or IAF;

認定された CAB は、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー又は IAF から要請がある場合、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー又は IAF に対して、IAF MLA マークの用法の見本を提供しなければならない。

**(h)** The accredited CAB shall not allow its certified organisations to use the IAF MLA Mark

認定された CAB は自身が認証した機関に対して IAF MLA マークの使用を許可してはならない。

**(i)** The accredited CAB shall monitor and take suitable action to control its use of the IAF MLA Mark and to prevent any incorrect references or misleading use by itself or its certified organizations;

認定された CAB は、自身の IAF MLA マーク使用を管理し、自身又は自身が認証した機関によるいかなる不正確な参照又は誤解を招く使用を防ぐために、監視を行い、適切な行動をとらなければならない。

**(j)** The accredited CAB acknowledges and agrees that it has no proprietary right, title or interest in the IAF MLA Mark;

認定された CAB は、IAF MLA マークに係る知的所有権、権原又は利益を有さないことについて、承認し、同意する。

**(l)** The accredited CAB agrees to co-operate fully and in good faith with the licensed IAF MLA Member and/or IAF for the purpose of securing or protecting IAF's right in the IAF MLA Mark;

認定された CAB は、IAF MLA マークに係る IAF の権利を確保し保護するため、完全にかつ誠実に、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー及び/又は IAF に協力することに同意する。

**(m)** The accredited CAB further agrees not to challenge directly or indirectly IAF's right, title or interest in the IAF MLA Mark.

認定された CAB はさらに、IAF MLA マークに係る IAF の権利、権原又は利益について、直接にも間接にも異議を申立てないことに同意する。

**5.** The Agreement to use the IAF MLA Mark may be terminated as follows:  
IAF MLA マークの使用に係る本契約は、以下のように終了することができる。

**(a)** at any time by agreement of the parties;  
いつでも、当事者らの合意により。

**(b)** at any time by the licensed IAF MLA Member in the event that the conditions in this Agreement are not satisfied;  
当契約の条項が守られないとき、いつでも、ライセンスを許諾された IAF MLA メン

バーにより。

**(c)** immediately in the event accreditation is withdrawn from the accredited CAB by the licensed IAF MLA Member;

認定された CAB の認定が取消されたとき、ただちに、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーにより。

**(d)** immediately in the event of the termination of the licensed IAF MLA Member's membership of the IAF MLA or IAF membership;

ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーの IAF MLA におけるメンバー資格又は IAF メンバー資格が終了したとき、ただちに。

**(e)** immediately in the event of the termination of the Agreement for the use of the IAF MLA Mark between IAF and the Licensed IAF MLA Member;

IAF とライセンスを付与された IAF MLA メンバーの間の IAF MLA マークの使用契約が終了されたとき、ただちに。

**(f)** by the licensed IAF MLA Member duly advising the accredited CAB; or

ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーにより、CAB への正式な通知により。

**(g)** by the IAF duly advising the accredited CAB.

IAF により、認定された CAB への正式な通知により。

**6.** The accredited CAB shall indemnify and save IAF, its directors, officers, employees and authorized representatives, including the licensed IAF MLA Member, from and against any and all claims, liabilities, demands, proceedings, causes of action, costs and expenses (including legal fees as incurred) arising from the breach or default of the accredited CAB under this agreement.

認定された CAB は、IAF、その取締役、役員、雇用者及びライセンスを許諾された IAF MLA メンバーを含む、承認された代表を、本契約下の認定された CAB による違反又は不履行から生じる全ての請求、債務、要求、手続、訴訟原因、(法的費用を生ずる場合はこれを含む)費用及び経費から免責し除外するものとする。

End of Agreement for Use of the IAF MLA Mark between a Licensed IAF MLA Member and an Accredited Conformity Assessment Body

ライセンスを許諾された IAF メンバー及び認定された適合性評価機関間の IAF MLA マーク使用契約 終わり

Signed on behalf of  
右の者を代理して署名

(NAME OF ACCREDITED CAB)  
(認定を受けた適合性評価機関名)

.....  
(Signature)  
(署名)

(Name of signatory)  
(署名者氏名)

(Title/position)  
(役職)

Date  
日付

.....  
Signed on behalf of  
右の者を代理して署名

(NAME OF LICENSED IAF MLA MEMBER)  
(ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー名)

.....  
(Signature)  
(署名)

(Name of signatory)  
(署名者氏名)

(Title/position)  
(役職)

Date  
日付

Licensed to use the IAF MLA Mark in conjunction with the Licensed IAF MLA Member's accreditation symbol for the main scopes and sub scopes of the IAF MLA for which the CAB has been accredited by the (Licensed IAF MLA Member).  
(ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー)によって CAB が認定された IAF MLA メイン  
スコープ及びサブスコープについて、IAF MLA メンバーの認定シンボルと組み合わせて  
IAF MLA マークを使用するライセンスを許諾された: